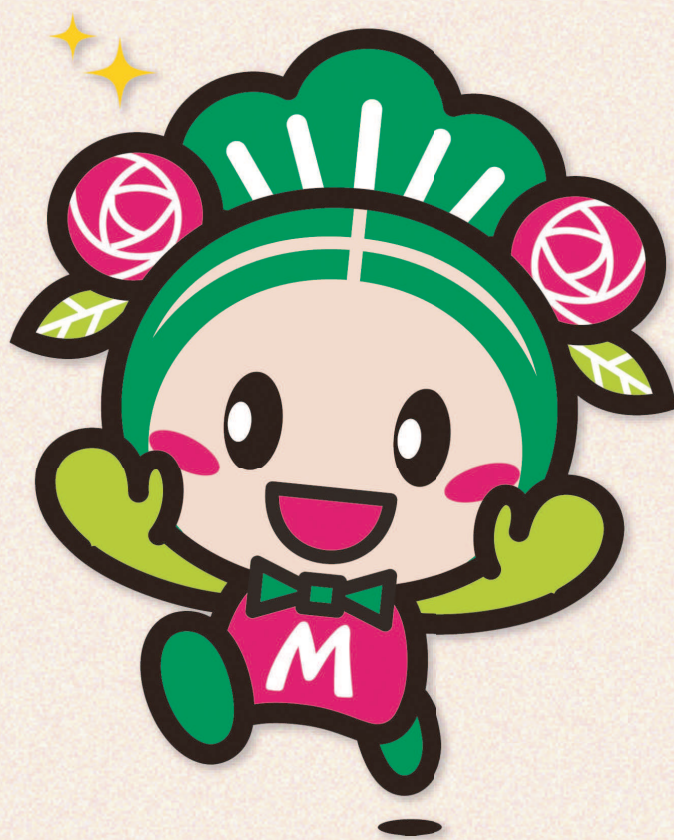


松原市

子ども・子育て支援
事業計画 (平成27年度～平成31年度)



平成27年3月
松原市



はじめに

我が国では、女性の社会進出や価値観の変化などを背景とした晩婚化や未婚率の上昇により、出生率が低下するなど少子化は着実に進んでいます。また、共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。それは、本市においても例外ではなく、このような環境の変化は子どもたちの成長に大きな影響を及ぼすことになります。

本市では、平成22年3月に「松原市次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、未来を担っていく子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、いきいきと夢を持って育つことができるように、家庭・学校・地域・行政が一体となって子どもを育み、守る環境や仕組みづくり、また、家庭を築き、子どもを生みたいと思う男女がその希望を実現できるような環境づくりを目指し、今日まで子育て支援施策の推進に取り組んでまいりました。

今回策定した「松原市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づき、これまで取り組んできた次世代育成支援行動計画を検証し、その見直しを踏まえ、本市が持つ新たな課題や社会情勢の変化に対応した子育て支援に関する施策を、総合的かつ計画的に推進してまいります。

一昨年に大阪で初のセーフコミュニティの国際認証を取得いたしました本市におきましては、この計画に掲げた目標と具体的な施策の推進により、子育て家庭をはじめ、市民の皆様との協働による安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組み、子育てしやすい環境づくりに努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心なご協議をいただきました「松原市子ども・子育て会議」の委員の皆様、また、アンケートなどに際して貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、関係各位に深く感謝を申し上げますとともに、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成27年3月

松原市長 澤井 宏文

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	4
5	計画策定体制と経過	4

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

1	社会的な状況	6
2	認可保育所・幼稚園における現状	12
3	放課後児童クラブにおける現状	14
4	その他子育て支援事業の現状	17
5	アンケートから見られる現状	24
6	松原市の子ども・子育てを取り巻く課題	37

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	39
2	基本目標	39
3	基本課題	40
4	事業の体系	42

第4章 基本目標ごとの具体的な取り組み

基本課題1	仕事と生活の調和の推進・親としての成長	44
基本課題2	親子の健全な成長	53
基本課題3	子どもの生きる力の育成	58
基本課題4	地域の子育て環境や安心できる生活環境の整備	66

第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定 71
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方 72
- 3 計画期間における年齢別人口 75
- 4 幼児期における学校教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする
教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 76
- 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする
地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 . . . 79

第6章 計画の進行管理

- 1 事業の実施状況の点検 93
- 2 国・府等との連携 93

資料編

- 1 策定経過 94
- 2 松原市子ども・子育て会議条例等 95
- 3 委員名簿 97

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。



また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

さらに、仕事と子育ての両立を希望する家庭を支援する環境の整備が求められていますが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在しています。

本市では、このように、子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、子育て家庭を支え、子どもの自主性を育み、また、地域の人々で子育てを担い、子どもとともに育ちあう地域づくりを進めるため、子育て家庭のニーズに応えられるよう各種保育・子育て支援サービスの充実などに取り組むとともに、子育ての不安や

悩みを軽減し、楽しさを実感することができるよう、きめ細やかな相談体制の充実や、保護者と子どもの居場所づくり、地域の子育て環境づくりなど、様々な取り組みを進めてきました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てができるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、行政をはじめ地域社会全体で支援していくことが求められています。

さらに、子どもが健やかに育つために、子ども・保護者・地域がつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切です。

2 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子どもの成長や子育てをめぐる環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

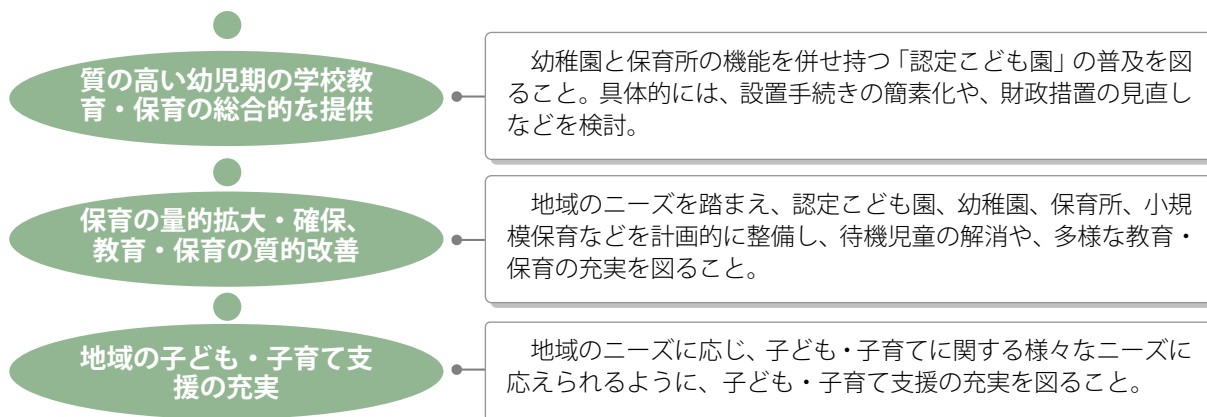
この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、子ども・子育て関連法の一つ、「子ども・子育て支援法」では 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本市では、『「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す』との「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、「次世代育成支援対策推進法」に基づく松原市次世代育成支援行動計画と統合し、子ども及び子育て家庭に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでを切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

【 子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）



3 計画の位置づけ

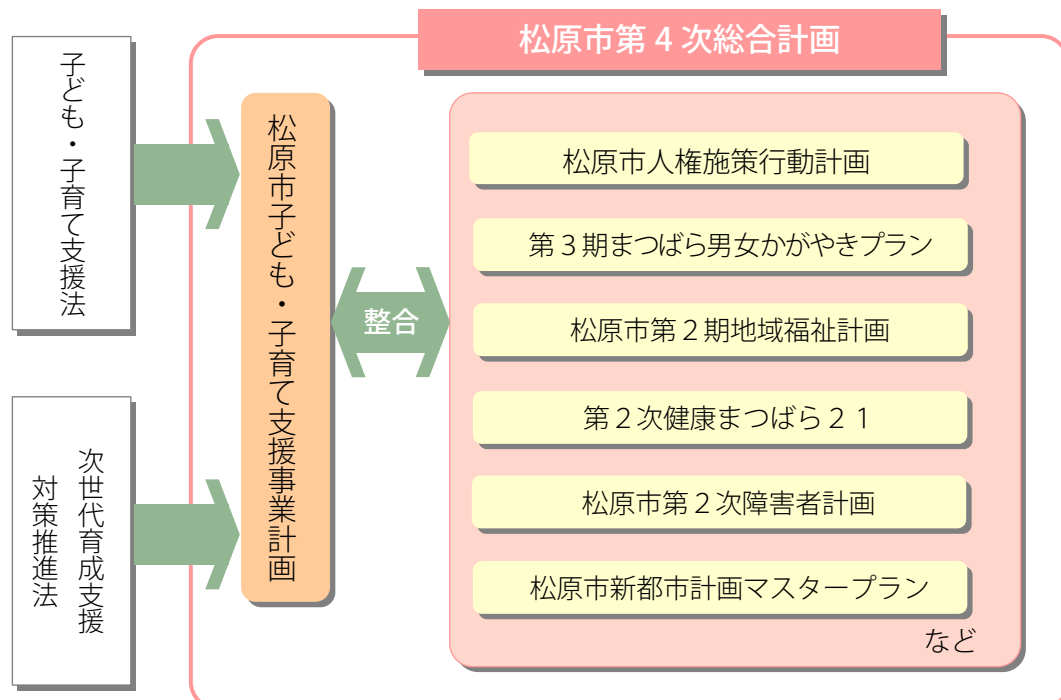
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく計画で、すべての子ども自身の成長と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、NPO法人、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

これまでその取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく松原市次世代育成支援行動計画と統合し、子どもと家庭に関する施策を体系化します。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、松原市第4次総合計画、松原市人権施策行動計画、第3期まつばら男女かがやきプラン、松原市第2期地域福祉計画、第2次健康まつばら21計画、松原市第2次障害者計画、松原市新都市計画マスタープランをはじめとした、他の計画などとの整合を図ります。

【 計画の位置づけ 】



4 計画期間

「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」では、自治体は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

【 計画期間 】

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
策定					
			計画の見直し		

5 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、平成25年10月から11月にかけて子育て中の保護者や妊婦の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳就学前児童の保護者、小学校1～3年生の保護者、妊婦を対象として、「次世代育成支援に関するニーズ等調査」を実施しました。

(2) 「子ども・子育て会議」の設置

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「松原市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

パブリックコメント制度とは、市が策定する施策などの案をよりよいものにするために、市民の皆さんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策などに活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。

計画の素案に対しパブリックコメントを実施し、本計画策定の際の参考にしました。

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

1 社会的な状況

(1) 少子化の進行

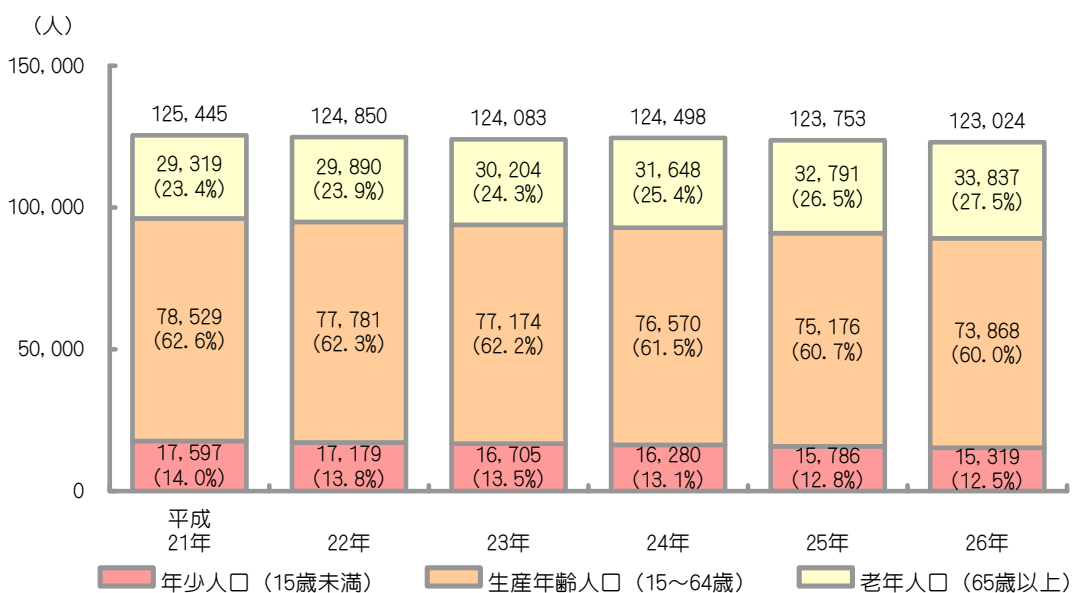
① 人口の推移



本市の人口推移をみると、総人口は減少傾向にあり、平成26年10月1日現在で123,024人となっています。

また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、老年人口（65歳以上）の割合は年々増加しているのに対し、年少人口（15歳未満）の割合は年々減少しています。

【 人口の推移 】

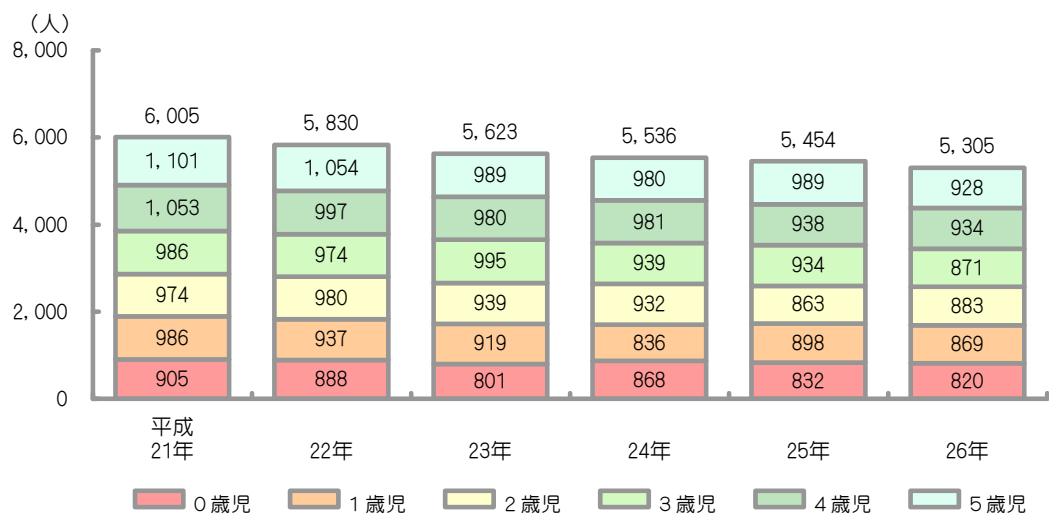


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

本市の年齢別就学前児童数の推移をみると、減少傾向が続いており、平成26年10月1日現在で5,305人となっています。

【 年齢別就学前児童数の推移 】

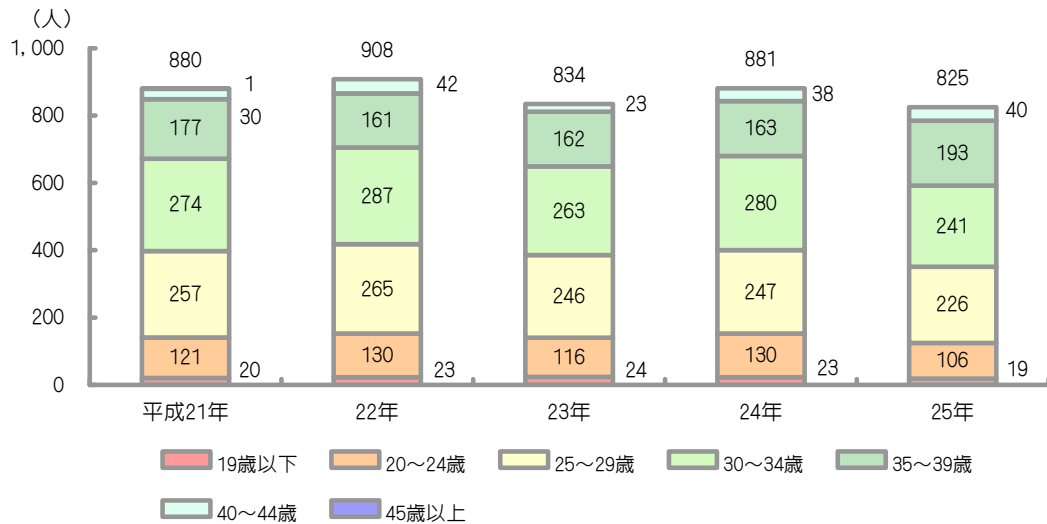


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

③ 母の年代別出生数

本市の女性の出産年齢を年代別にみると、年によってばらつきはあるものの、30～34歳が最も多い状況が続いています。

【 母の年代別出生数 】

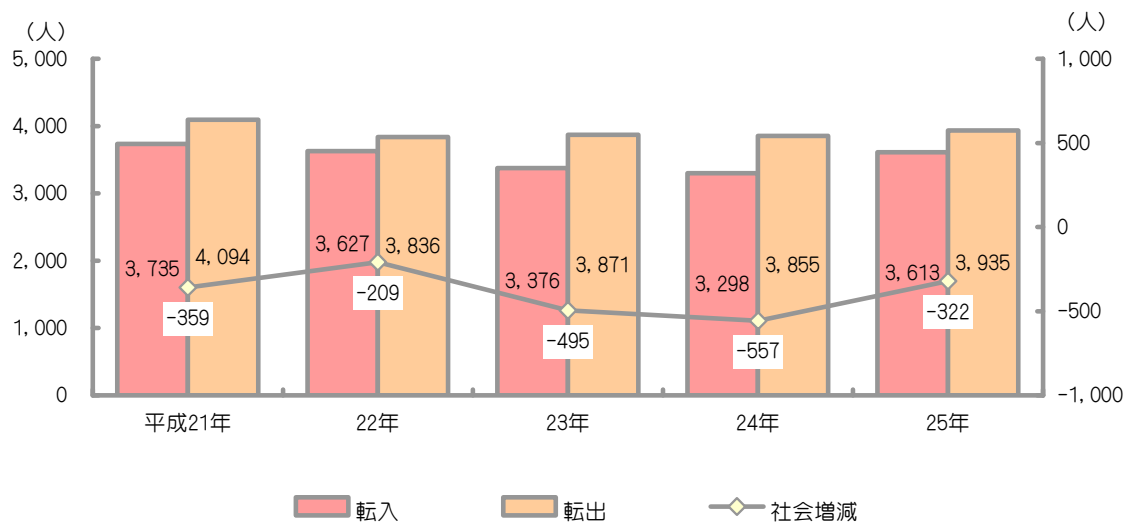


資料：人口動態統計

④ 社会動態

本市の社会動態をみると、転入数が減少傾向にあります。また、転入を転出が上回る状態が続いており、特に平成23年、24年では転入と転出の差が大きくなっています。

【 社会動態 】



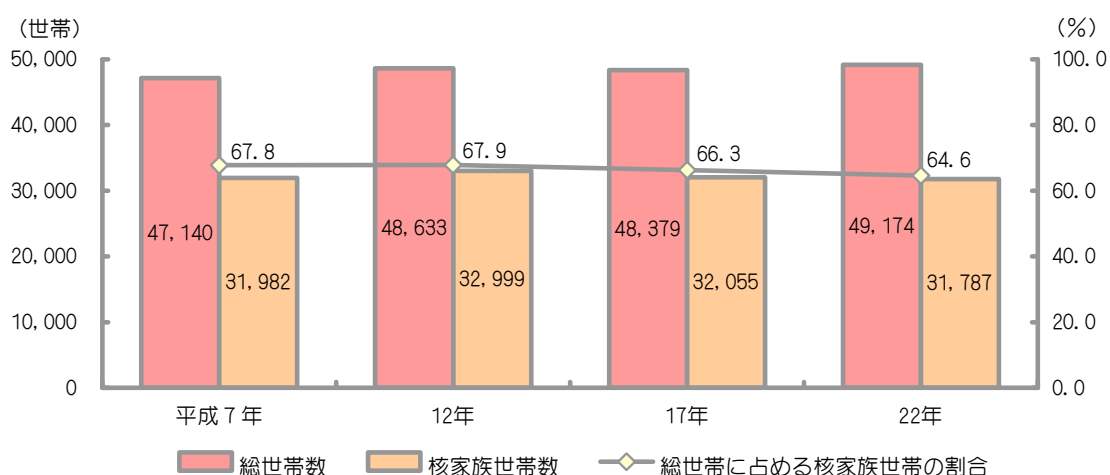
資料：住民基本台帳及び外国人登録法、市民生活部窓口課（各年4月1日～3月31日合計）

(2) 世帯のまとめ

① 核家族世帯数等の推移

本市の核家族世帯数等の推移をみると、総世帯数は増加傾向にあるのに対し、核家族世帯数は平成12年以降減少しています。総世帯に占める核家族世帯の割合をみても、平成12年以降は減少傾向にあり、平成12年から22年で3.3ポイント減少しています。

【 核家族世帯数等の推移 】

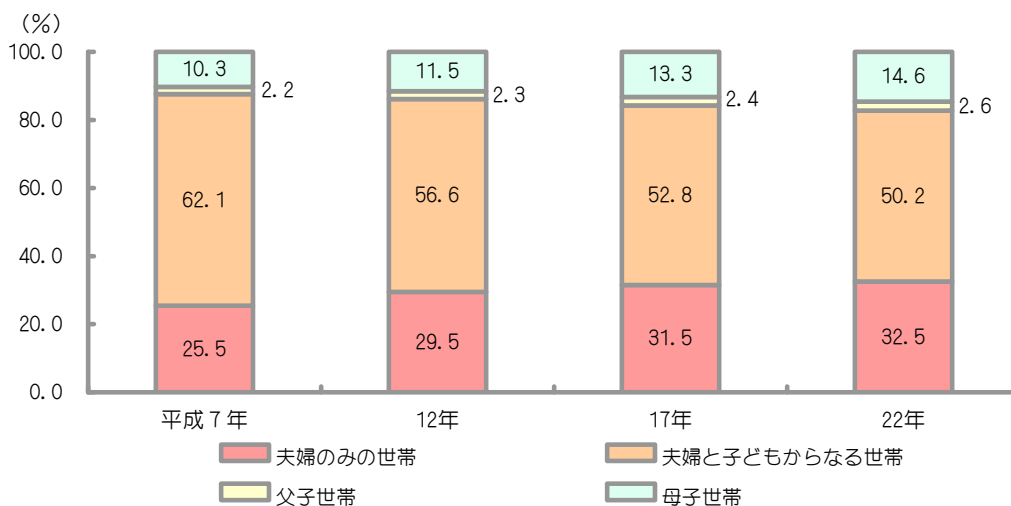


資料：国勢調査

② 核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少しており、平成7年から22年で11.9ポイント減少しています。一方、母と子どもからなる母子世帯の割合は増加傾向にあり、平成7年から22年で4.3ポイント増加しています。

【 核家族世帯の内訳 】



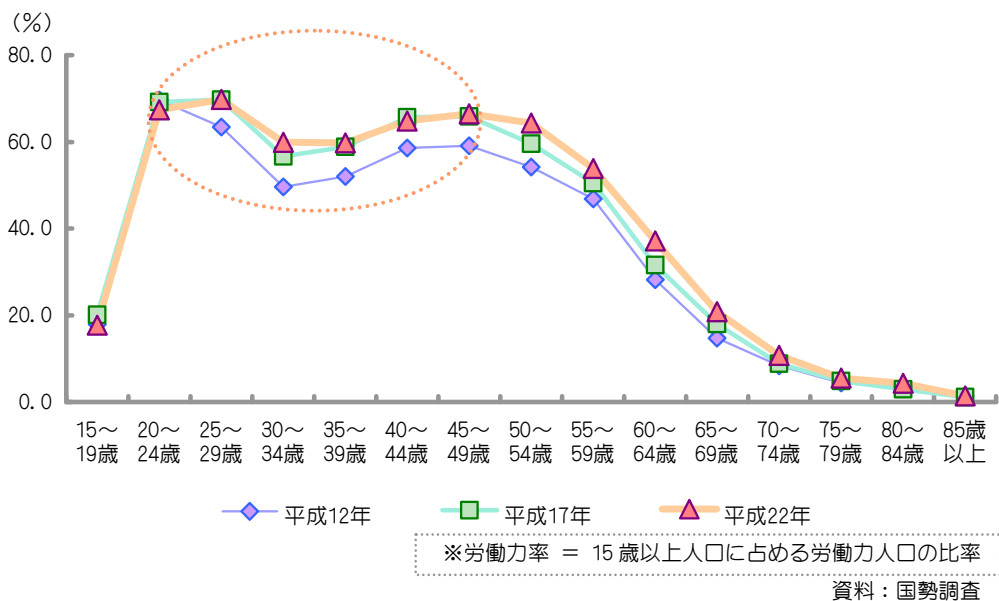
資料：国勢調査

(3) 就業のまとめ

① 女性の労働力率の推移

本市の女性の労働力率の推移をみると、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。近年は労働力率が上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

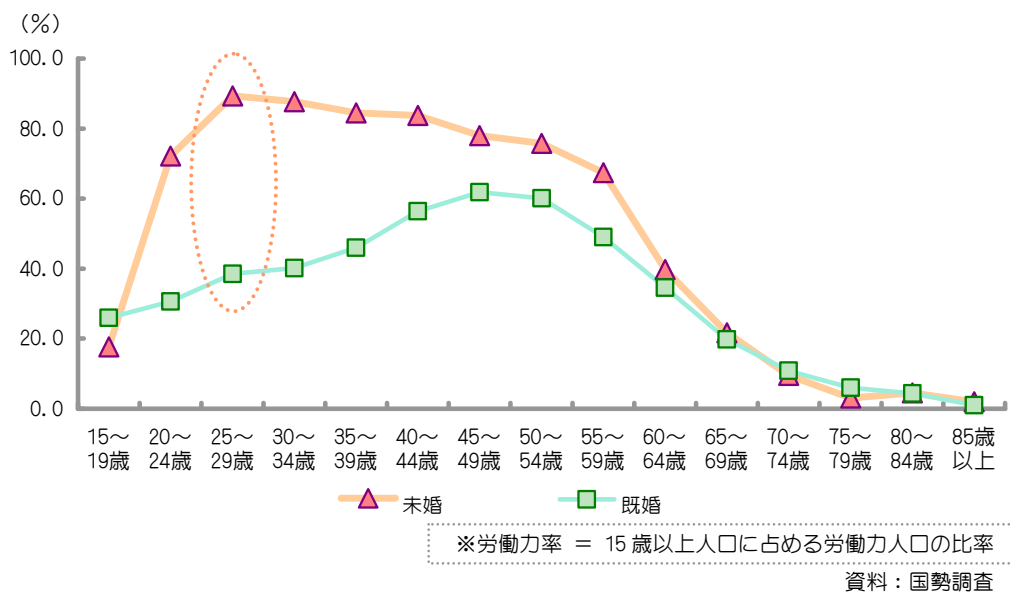
【 女性の労働力率の推移 】



② 女性の未婚・既婚別労働力率

本市の女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚女性に比べ未婚女性の労働力率が高く、特に25~29歳では50.8ポイントの差がみられます。

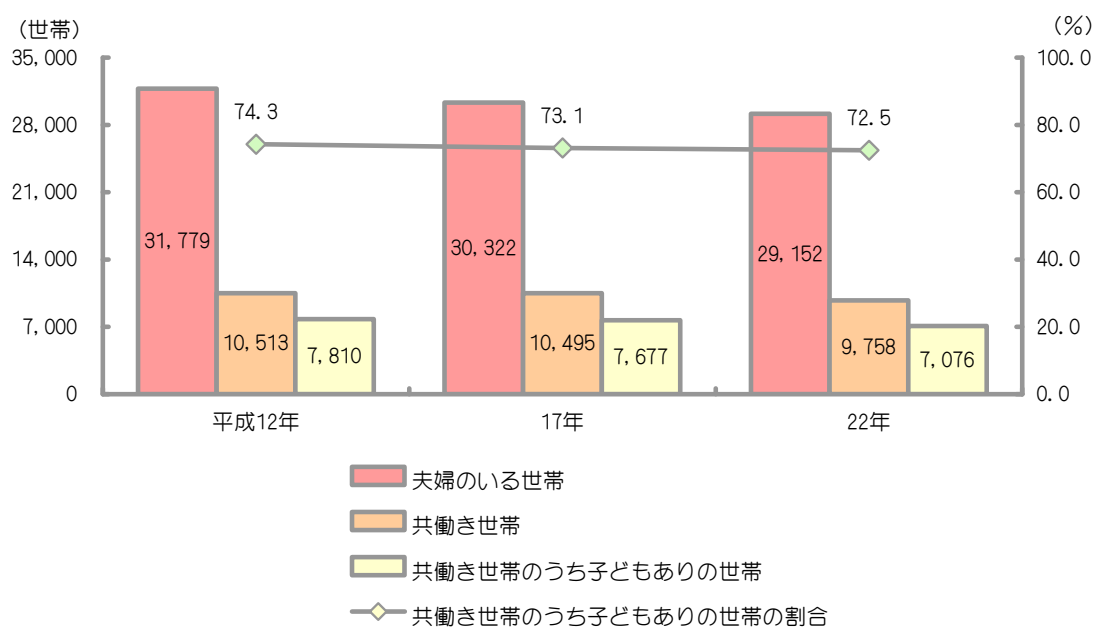
【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】



③ 共働き世帯の状況

本市の共働き世帯の推移をみると、共働き世帯数、共働き世帯のうち子どもありの世帯数ともに減少傾向にあります。共働き世帯のうち子どもありの世帯の割合についても減少傾向にあります。

【 共働き世帯の推移 】



資料：国勢調査

2 認可保育所・幼稚園における現状

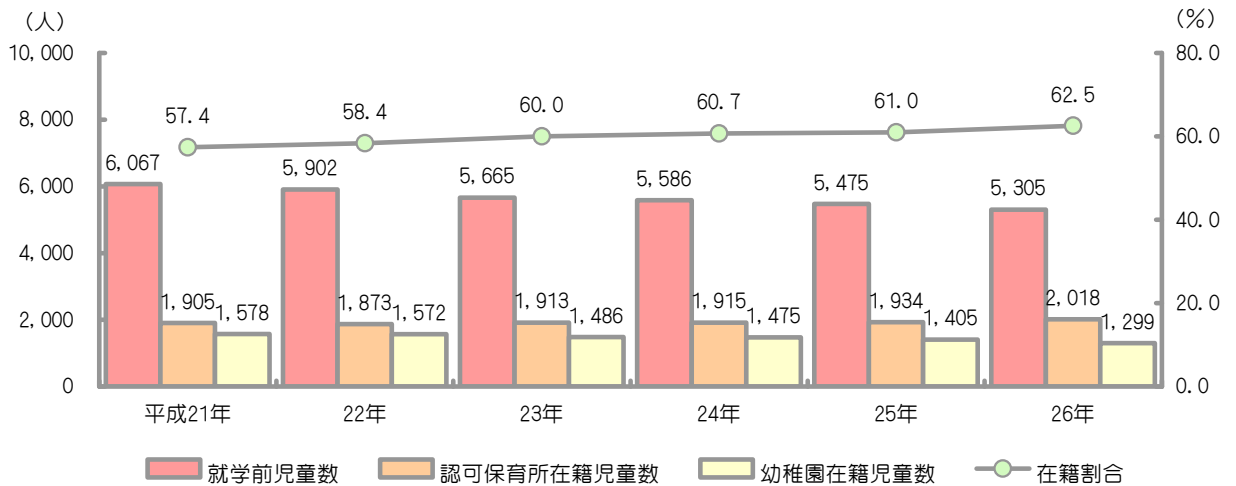
(1) 認可保育所・幼稚園のまとめ

① 就学前児童数と認可保育所・幼稚園の在籍児童数

本市の就学前児童数と認可保育所・幼稚園の在籍児童数の推移をみると、就学前児童数の減少とともに、幼稚園在籍児童数には減少傾向がみられます。一方、認可保育所在籍児童数は増減を繰り返しながらも微増傾向がみられます。

認可保育所と幼稚園在籍児童が就学前児童に占める割合（在籍割合）をみると、在籍割合は増加傾向がみられ、平成21年度から26年度で5.1ポイント増加しています。

【 就学前児童数と認可保育所・幼稚園の在籍児童数の推移 】



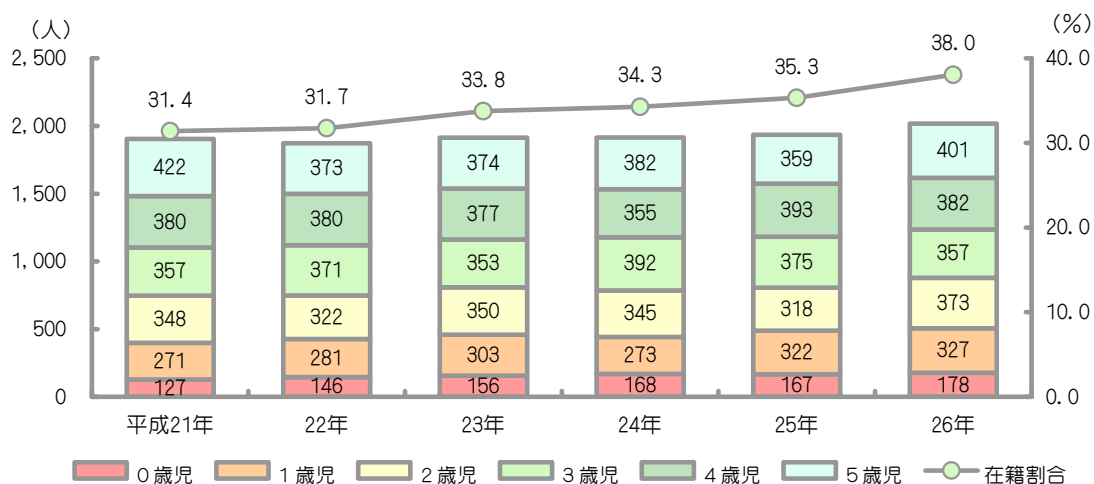
資料：子ども未来室（各年10月1日現在）

(2) 認可保育所

① 認可保育所の年齢別在籍児童数

本市の認可保育所の年齢別在籍児童数をみると、年によってばらつきはありますが、大きな変動はみられません。

【 認可保育所の年齢別在籍児童数 】



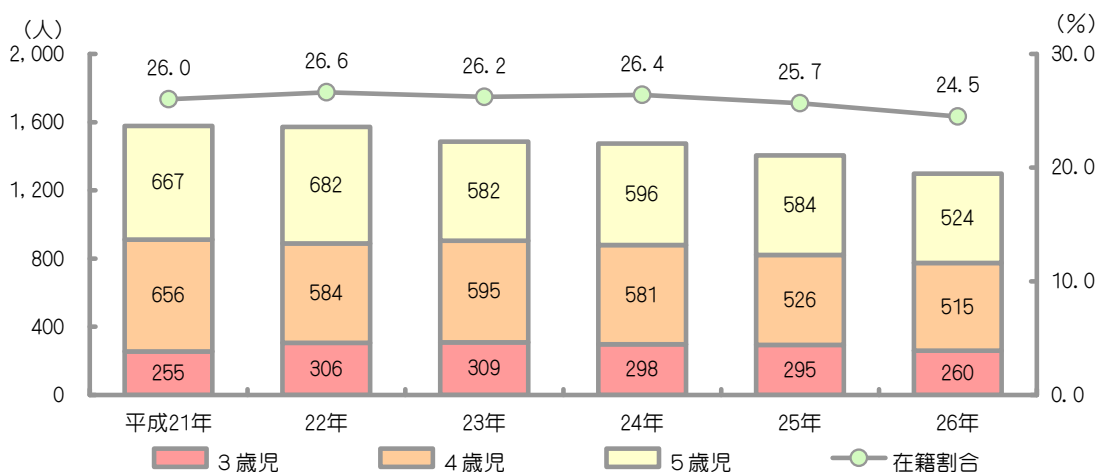
資料：子ども未来室（各年10月1日現在）

(3) 幼稚園

① 幼稚園の年齢別在籍児童数

本市の幼稚園の年齢別在籍児童数をみると、在籍児童数が年々減少しており、中でも4歳児は平成21年度の656人から、平成26年度の515人と141人減少しています。

【 幼稚園の年齢別在籍児童数 】



資料：教職員課（各年10月1日現在）

3 放課後児童クラブにおける現状

(1) 放課後児童クラブの学級数

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。本市では、「留守家庭児童会室」という名称で、平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

放課後児童クラブの学級数は平成 26 年度は 16 学級となっています。

【 放課後児童クラブの学級数 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
学級数	15 学級	17 学級	17 学級	16 学級	17 学級	16 学級

資料：子ども未来室

(2) 放課後児童クラブの利用状況

児童数の減少とともに月初登録児童数も減少しています。しかし、児童数に占める登録児童数の割合は平成 21 年度に比べ増加しています。また、土曜日利用率は約 3 割で推移していますが、平日利用率は平成 25 年度に上昇し 8 割を超えています。

【 放課後児童クラブの利用状況 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童数	3,628 人	3,444 人	3,265 人	3,066 人	2,967 人
月初登録児童数	789 人	774 人	768 人	708 人	696 人
月初登録児童数割合	21.7%	22.5%	23.5%	23.1%	23.5%
平日利用率	77.6%	72.1%	74.7%	74.6%	82.2%
土曜利用率	30.3%	32.1%	29.2%	29.4%	29.9%

資料：子ども未来室

(3) 放課後児童クラブの学級別利用状況

学級別に利用状況をみると、登録児童数は、松原北小学校、松原小学校、松原南小学校で多くなっています。また、恵我南小学校、布忍小学校、中央小学校で土曜利用率が高くなっています。

【 放課後児童クラブの学級別利用状況 】

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
松原小学校	年初登録児童数	57 人	49 人	46 人	61 人	63 人
	平日利用率	76.5%	74.1%	75.4%	77.6%	81.8%
	土曜利用率	21.1%	29.6%	22.2%	28.7%	27.4%
松原南小学校	年初登録児童数	46 人	54 人	68 人	64 人	60 人
	平日利用率	74.3%	73.5%	74.9%	74.5%	83.6%
	土曜利用率	19.0%	24.1%	28.2%	23.4%	31.3%
松原北小学校	年初登録児童数	85 人	77 人	75 人	65 人	72 人
	平日利用率	75.6%	69.3%	70.3%	75.2%	80.9%
	土曜利用率	21.5%	21.4%	20.0%	22.7%	21.3%
天美小学校	年初登録児童数	59 人	56 人	60 人	48 人	45 人
	平日利用率	82.1%	76.6%	79.3%	77.3%	81.2%
	土曜利用率	49.2%	59.4%	46.3%	35.5%	27.8%
天美南小学校	年初登録児童数	56 人	52 人	59 人	55 人	43 人
	平日利用率	83.1%	75.3%	68.1%	77.5%	80.8%
	土曜利用率	36.2%	29.8%	31.9%	29.1%	36.0%
布忍小学校	年初登録児童数	40 人	44 人	51 人	34 人	26 人
	平日利用率	84.0%	78.0%	78.7%	79.4%	80.8%
	土曜利用率	37.5%	33.5%	35.3%	47.1%	48.1%
恵我小学校	年初登録児童数	64 人	56 人	58 人	56 人	47 人
	平日利用率	75.1%	67.5%	75.5%	75.0%	82.4%
	土曜利用率	30.1%	26.3%	23.8%	20.5%	20.2%

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
三宅小学校	年初登録児童数	34 人	29 人	24 人	25 人	18 人
	平日利用率	73.1%	73.7%	75.4%	77.6%	83.1%
	土曜利用率	46.3%	37.9%	34.2%	39.0%	23.6%
天美西小学校	年初登録児童数	57 人	50 人	52 人	40 人	48 人
	平日利用率	76.7%	73.4%	73.1%	76.8%	82.0%
	土曜利用率	22.8%	23.0%	25.0%	29.4%	28.1%
松原西小学校	年初登録児童数	40 人	40 人	40 人	38 人	21 人
	平日利用率	83.0%	74.2%	69.0%	65.9%	77.6%
	土曜利用率	47.5%	48.8%	23.0%	26.3%	35.7%
中央小学校	年初登録児童数	85 人	91 人	75 人	76 人	91 人
	平日利用率	80.2%	71.2%	78.8%	74.5%	88.2%
	土曜利用率	27.9%	37.8%	30.9%	36.5%	40.6%
天美北小学校	年初登録児童数	43 人	39 人	38 人	23 人	34 人
	平日利用率	67.2%	67.9%	70.3%	65.9%	75.4%
	土曜利用率	23.8%	28.8%	26.8%	21.7%	21.3%
松原東小学校	年初登録児童数	40 人	48 人	40 人	40 人	40 人
	平日利用率	78.1%	67.4%	72.5%	65.3%	77.5%
	土曜利用率	28.1%	28.6%	31.0%	20.6%	16.9%
河合小学校	年初登録児童数	43 人	49 人	42 人	44 人	46 人
	平日利用率	71.3%	66.6%	77.3%	72.8%	80.2%
	土曜利用率	16.3%	24.5%	33.8%	29.5%	25.0%
恵我南小学校	年初登録児童数	40 人	40 人	40 人	39 人	42 人
	平日利用率	80.8%	75.8%	80.6%	77.6%	88.1%
	土曜利用率	40.6%	41.9%	28.0%	20.5%	52.4%

資料：子ども未来室

4 その他子育て支援事業の現状

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

利用状況を見ると、平成 23 年度以降急増しており、平成 25 年度は 27,720 日と、平成 23 年度の 2 倍を超えています。

【 延長保育事業の利用状況 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	17 か所	18 か所	18 か所	19 か所	19 か所
延べ日数	—	—	13,423 日	18,415 日	27,720 日

資料：子ども未来室

(2) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、施設で必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う養育・保護が可能です。また、夜間の対応のみも可能です。

利用状況を見ると、平成 23 年度以降、利用日数、利用者数ともに減少し、平成 25 年度は平成 23 年度の 3 分の 1 程度になっています。

【 子育て短期支援事業の利用状況 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
延べ日数	17 日	29 日	36 日	29 日	12 日
実利用者数	7 人	5 人	7 人	4 人	2 人

資料：子ども未来室

(3) 地域子育て支援拠点事業

子育ての不安感、負担感を軽減するため、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

利用状況を見ると、延べ利用者数は増減があるものの、概ね増加傾向にあり、平成25年度には2万人を超えています。

【 地域子育て支援拠点事業の利用状況 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
延べ利用者数	15,838 人	18,418 人	19,383 人	19,233 人	20,513 人

資料：子ども未来室

(4) 公立幼稚園の預かり保育

幼稚園の在籍児童を対象とした一時預かり保育を行う事業で、通常の教育時間の前後に、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

利用状況を見ると、延べ利用者数は施設が9か所になった平成22年度に約3,000人となり、それ以降は2,500人台から2,800人台で推移しています。

【 公立幼稚園の預かり保育の利用状況（延べ人数） 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	4 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
延べ利用者数	707 人	2,954 人	2,873 人	2,551 人	2,877 人

資料：教職員課

(5) 一時預かり

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

一時預かりは、平成 25 年度は、9 か所で実施しています。

利用状況をみると、延べ利用者数は、平成 23 年度以降減少傾向がみられます。

【 一時預かりの利用状況（延べ人数） 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	6 か所	7 か所	8 か所	8 か所	9 か所
延べ利用者数	—	—	3,944 人	3,558 人	3,451 人

資料：子ども未来室

(6) 病児病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。本市では、病気回復期の児童の病院での預かりを実施しています。

利用状況をみると、登録者数が増加しており、延べ利用者数も、平成 23 年度以降 100 人前後で推移しています。

【 病児病後児保育事業の利用状況（延べ人数） 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
登録者数	41 人	30 人	52 人	59 人	75 人
延べ利用者数	—	20 人	102 人	105 人	95 人

資料：子ども未来室

(7) ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

ファミリー・サポート・センター事業の会員数をみると、援助会員は増加しているものの、総会員数は平成23年度以降減少しています。

事業の活動状況をみると、年によってばらつきはあるものの、平成24年度から25年度にかけて、保育施設までの送迎の件数が急増しています。

【 ファミリー・サポート・センター事業の会員数 】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
依頼会員	292人	316人	329人	324人	318人
援助会員	185人	191人	202人	203人	206人
両方会員	48人	53人	56人	48人	50人
合計	525人	560人	587人	575人	574人

資料：子ども未来室

【 ファミリー・サポート・センター事業の活動状況 】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	33件	57件	154件	117件	200件
保育施設までの送迎	435件	464件	135件	315件	560件
学童保育終了後の子どもの預かり	473件	381件	469件	305件	282件
学校の放課後の子どもの預かり	102件	174件	10件	47件	47件
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	7件	22件	5件	6件	0件
買い物等外出の際の子どもの預かり	33件	33件	152件	83件	31件
その他	135件	410件	348件	565件	465件
合計	1,218件	1,541件	1,273件	1,438件	1,585件

資料：子ども未来室

(8) 妊婦健診

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児に影響を与える疾病の早期発見や生活習慣の見直しや改善により、疾病予防と健康増進を図ることを目的として健康診査の費用の一部を助成する事業です。

妊婦健診助成者数をみると、平成21年度以降、増減を繰り返し、平成25年度は886人となっています。

【 妊婦健診助成者数 】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
助成者数	942人	840人	878人	900人	886人
使用枚数	10,629枚	10,225枚	11,236枚	10,388枚	10,528枚
平均使用枚数	11.3枚	12.2枚	12.8枚	11.5枚	11.9枚

資料：地域保健課

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

活動状況をみると、訪問件数は年々増加し、平成21年度の577件から平成25年度は835件に増加しています。

【 乳児家庭全戸訪問事業の活動状況 】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象児童数	916人	887人	893人	860人	870人
訪問件数	577件	727件	743件	803件	835件
訪問率	63.0%	82.0%	83.2%	93.4%	96.0%

資料：地域保健課

(10) 育児支援家庭訪問事業

子育てに対する不安や孤立感などを抱える養育支援が特に必要な家庭を、子育てサポーター、助産師が訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力の向上を図るため、育児に関する専門的相談支援や、家事・育児などの養育支援を行う事業です。

活動状況をみると、平成 24 年度の 174 回から 25 年度は 240 回と急増しています。

【 育児支援家庭訪問事業の活動状況 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
世帯数	5 世帯	5 世帯	9 世帯	10 世帯	12 世帯
訪問回数	60 回	76 回	197 回	174 回	240 回

資料：子ども未来室

(11) 要保護児童対策地域協議会における現状

児童虐待の防止、早期発見、早期の適切な対応、再発防止のため、地域の関係する各機関が連携して虐待から子どもたちを守るために設置してる機関です。

家庭児童相談の相談状況を見ると、平成 23 年度以降、知的障害相談が増加しており、平成 25 年度には 261 件となっています。

【 家庭児童相談の相談状況 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童虐待相談	237 件	232 件	281 件	289 件	260 件
その他の相談	41 件	30 件	20 件	18 件	43 件
保健相談	4 件	2 件	2 件	0 件	0 件
肢体不自由相談	3 件	3 件	1 件	3 件	8 件
視聴覚障害相談	1 件	1 件	2 件	1 件	1 件
言語発達障害等相談	12 件	11 件	20 件	10 件	10 件
重症心身障害相談	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
知的障害相談	120 件	156 件	168 件	248 件	261 件
自閉症等相談	14 件	16 件	9 件	16 件	18 件
＜犯行為等相談	4 件	5 件	2 件	5 件	3 件
触法行為等相談	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件
性格行動相談	39 件	18 件	17 件	18 件	26 件
不登校相談	11 件	10 件	11 件	12 件	6 件
適性相談	2 件	1 件	0 件	0 件	1 件
育児・しつけ相談	163 件	159 件	142 件	129 件	124 件
その他の相談	12 件	21 件	13 件	29 件	14 件
計	663 件	665 件	689 件	778 件	775 件

資料：子ども未来室

5 アンケートから見られる現状

(1) お子さんをご家族の状況について

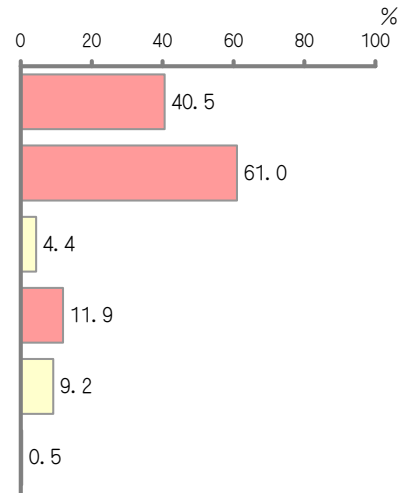
① 子どもをみてもらえる親族・知人

- ・「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が、61.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が40.5%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が11.9%となっています。

【就学前児童調査】

N = 871

- 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
- 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
- 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- いずれもない
- 不明・無回答

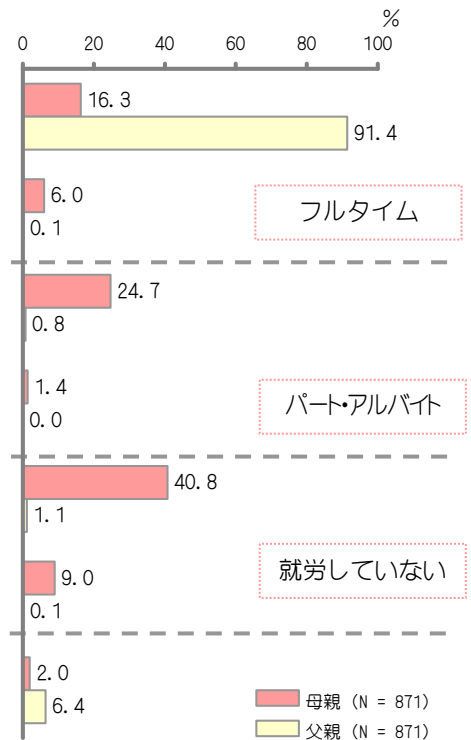


② 母親と父親の就労状況

- ・母親は、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が40.8%、次いで「パート・アルバイトなどで働いている」が24.7%となっています。
- ・父親は、「フルタイムで働いている」が91.4%となっています。

【就学前児童調査】

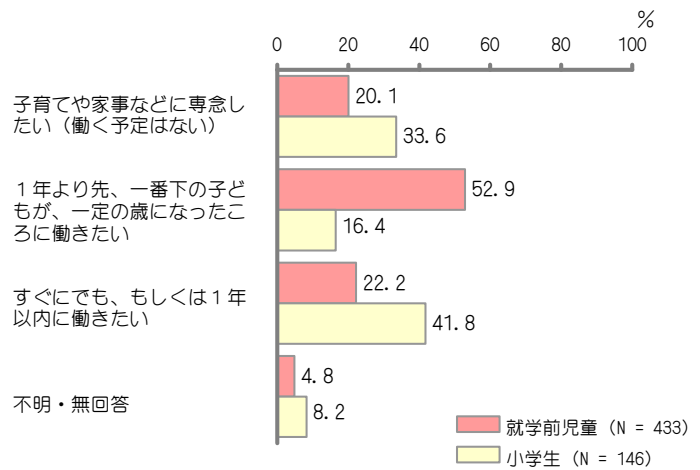
- フルタイムで働いている
- フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）
- パート・アルバイトなどで働いている
- パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）
- 以前は働いていたが、今は働いていない
- これまで働いたことがない
- 不明・無回答



③ 母親の就労希望

• 就学前児童は、「1年より先、一番下の子どもが、一定の歳になったところに働きたい」の割合が52.9%と最も高くなっています。小学生では「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合が41.8%と最も高く、いずれも「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」の割合を上回っています。

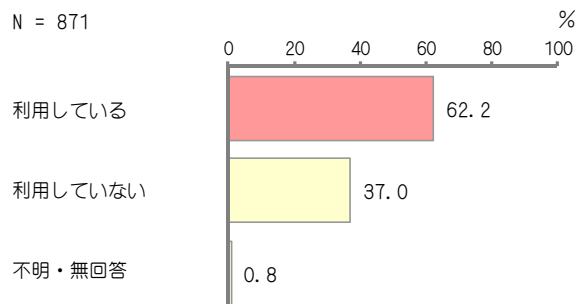
【就学前児童・小学生調査】



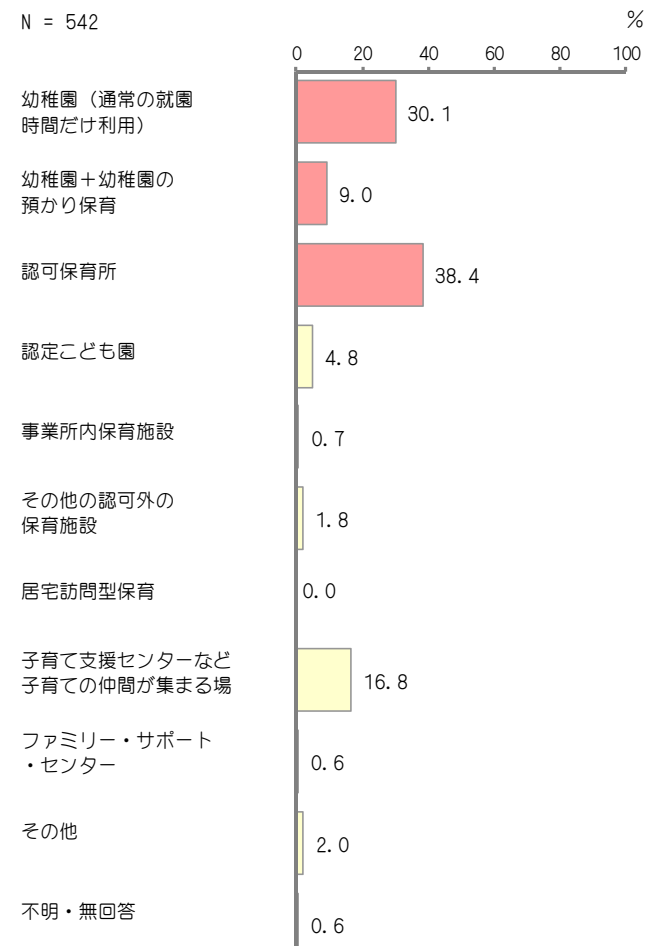
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日利用している教育・保育事業

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



※主な施設・事業を抜粋しています。

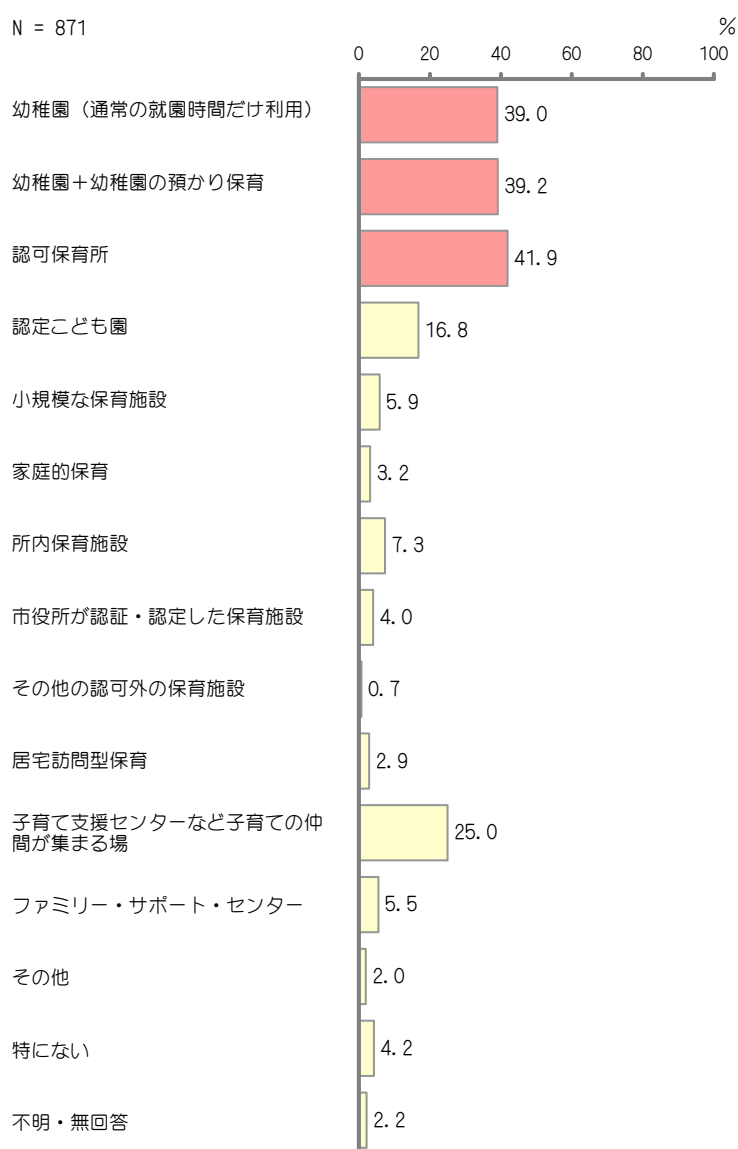
- ・ 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で62.2%となっています。
- ・ 利用している事業の内訳は「認可保育所」の割合が38.4%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が30.1%「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」の割合が9.0%となっています。

② 平日利用したい教育・保育事業

・現在、利用している、利用し【就学前児童調査】

ていないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「認可保育所」の割合が41.9%と最も高く、次いで「幼稚園+幼稚園の預かり保育」の割合が39.2%、「幼稚園」の割合が39.0%となっています。

N = 871

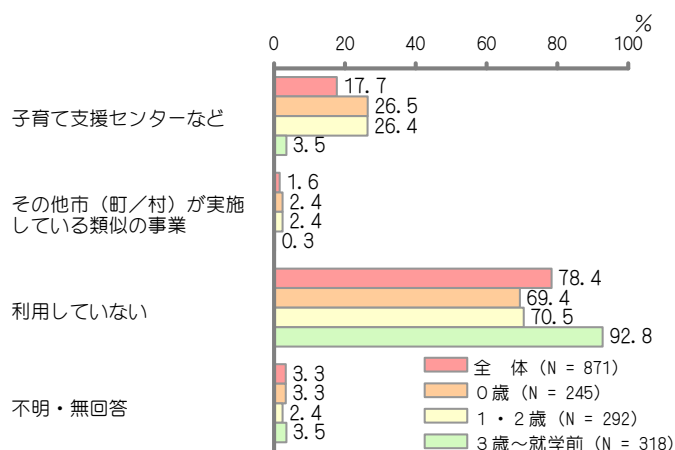


(3) 地域の子育て支援サービスの利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

- 地域子育て支援センターなどの地域子育て支援拠点事業を利用している人は、全体では17.7%となっています。
- 年齢別では、0歳、1・2歳では利用している人が3割弱となっています。一方、3歳以上の就学前児童では、9割以上が「利用していない」と回答しています。

【就学前児童調査】



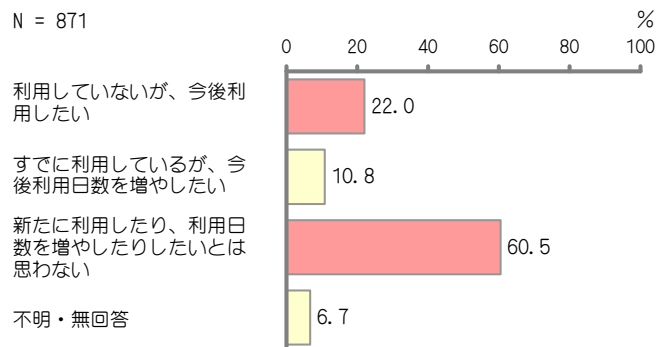
「地域子育て支援拠点」…児童館の乳幼児対象事業や保育所で実施しているひろば事業、子育て相談事業です。

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- 地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」の割合が60.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が22.0%となっています。

【就学前児童調査】

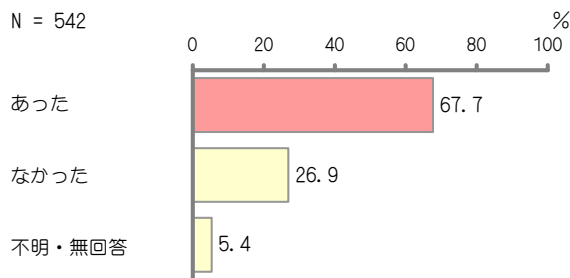
N = 871



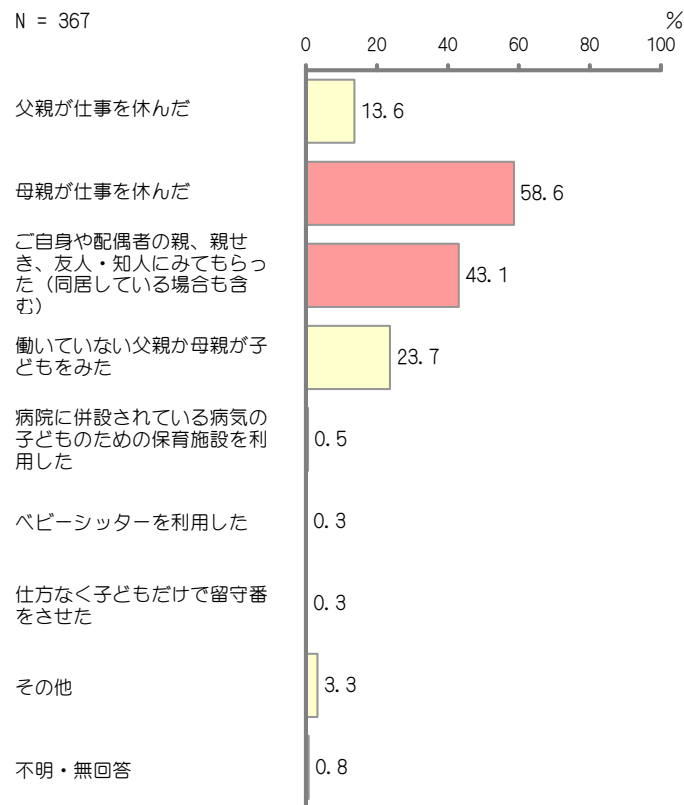
(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

- ① 病気やケガで通常の事業（幼稚園、保育所、小学校等）が利用できなかったこと、その主な対処方法

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



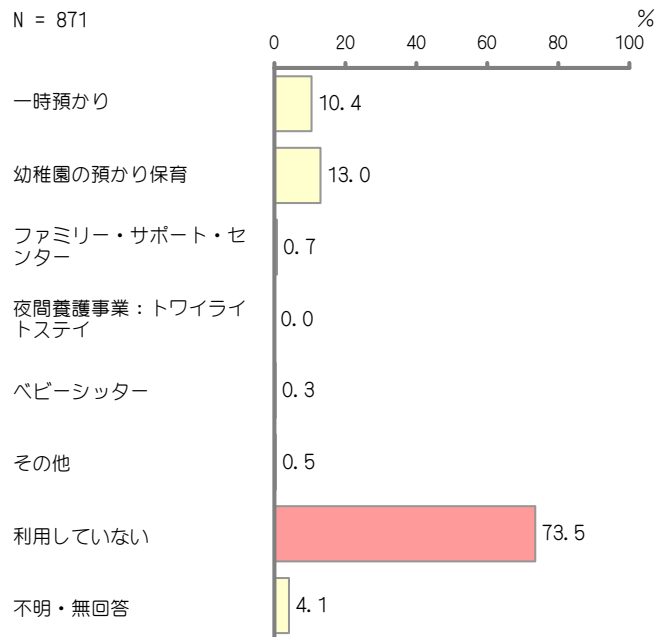
- 1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」が全体で67.7%となっています。
- 対処方法については、「母親が休んだ」の割合が58.6%と最も高く、次いで、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」の割合が43.1%と高くなっています。

② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

- 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業はあるかについて、「利用していない」の割合が73.5%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】

N = 871



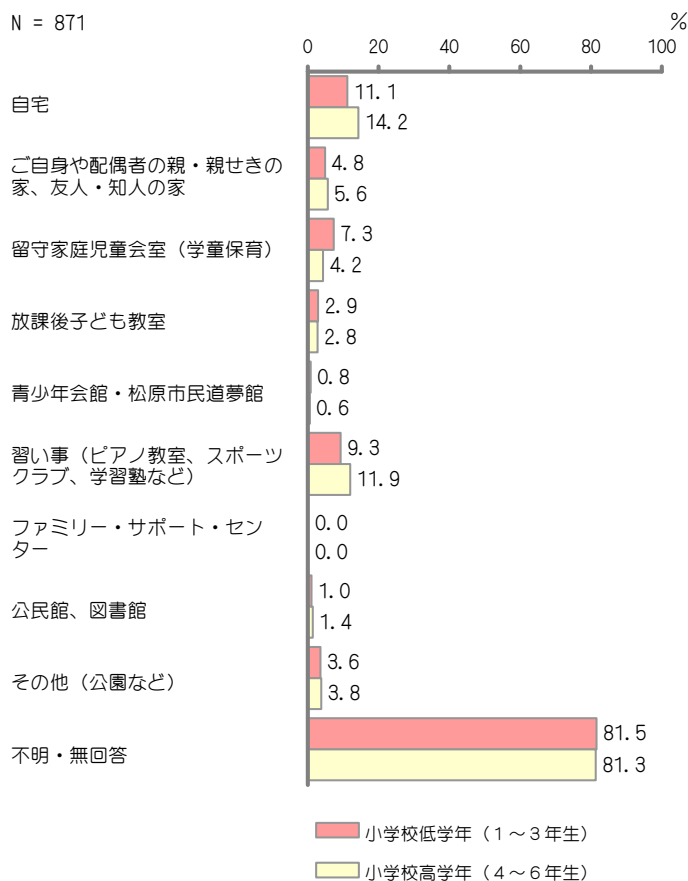
(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 就学前児童の保護者の小学校に就学してからの希望

- お子さんについて、小学校に就学してからの放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、小学校低学年(1~3年生)では、「自宅」の割合が11.1%と最も高く、次いで「習い事」が9.3%、「留守家庭児童会室(学童保育)」が7.3%の順となっています。
- 高学年(4~6年生)では、「自宅」の割合が14.2%と最も高く、次いで「習い事」の割合が11.9%、「留守家庭児童会室(学童保育)」の割合が4.2%の順となっています。

【就学前児童調査】

N = 871

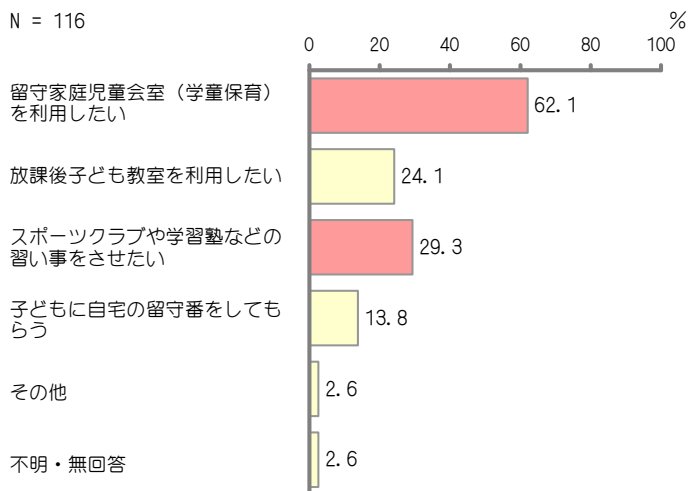


② 小学生の保護者の希望

- 現在留守家庭児童会室を利用している人が、4年生以降の放課後の過ごし方の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「留守家庭児童会室(学童保育)を利用したい」の割合が62.1%と最も高く、次いで「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」が29.3%の順となっています。

【小学生調査】

N = 116

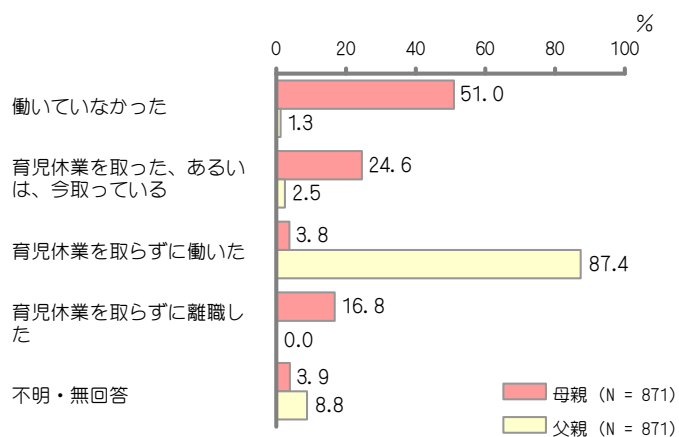


(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について . . .

① 育児休業の取得状況

- 「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が母親は 24.6%、父親は 2.5%となっています。

【就学前児童調査】

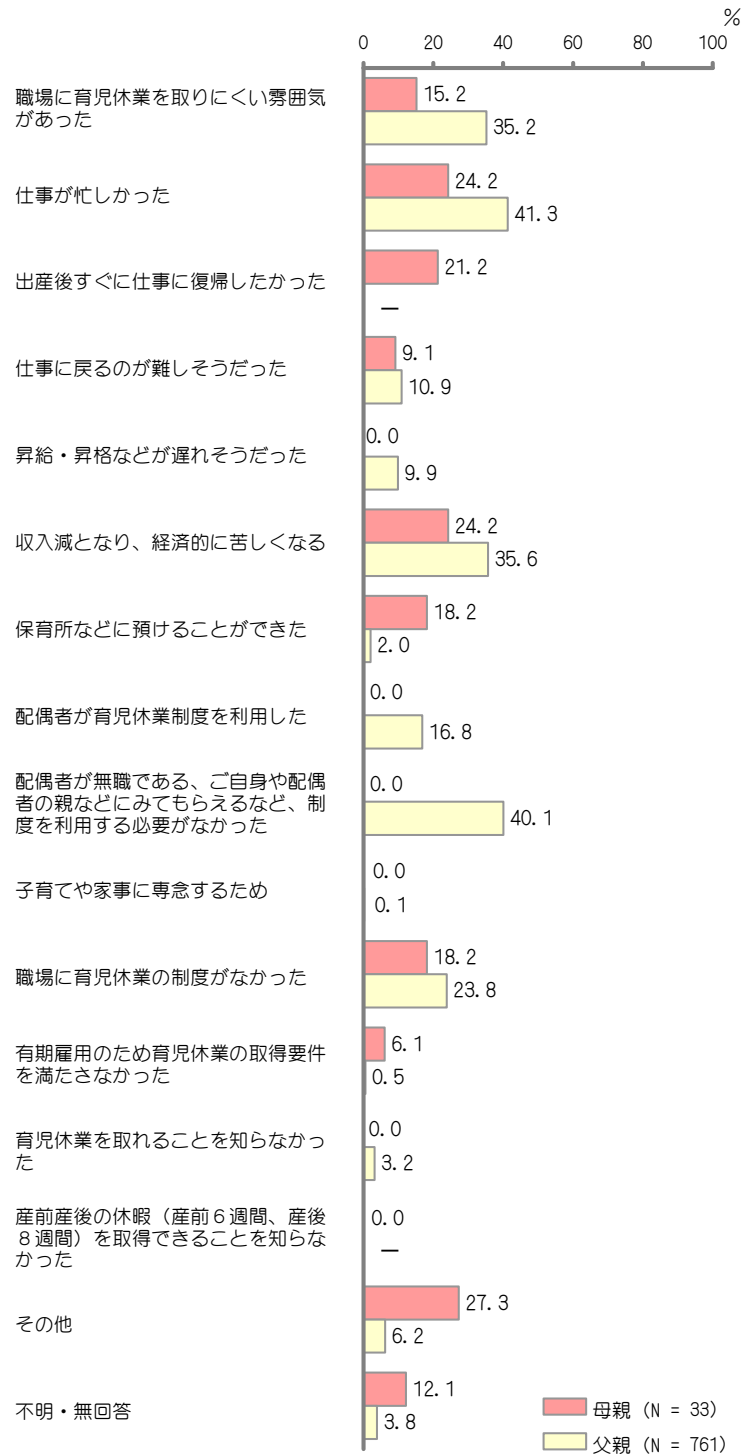


② 取得していない理由

- ・育児休業を取得していない方の理由は母親で、「収入減となり、経済的に苦しくなる」「仕事が忙しかった」の割合が24.2%と最も高く、次いで「出産後すぐに仕事に復帰したかった」の割合が21.2%、「保育所などに預けることができた」「職場に育児休業の制度がなかった」の割合が18.2%となっています。

父親では「仕事が忙しかった」の割合が41.3%ともっとも高く、次いで「配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親などにみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が40.1%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が35.6%となっています。

【就学前児童調査】



(7) 子育て全般について

① 子育て相談をできる人・場所の有無

・子育て相談をできる人・場所について、「いる／ある」の割合が96.0%、「いない／ない」の割合が3.6%となっています。

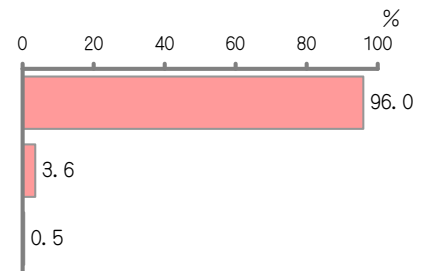
【就学前児童調査】

N = 871

いる／ある

いない／ない

不明・無回答



② 子育てに関して日常悩んでいること気になること

ア 子どもに関すること

単位：%

	病気や発育発達に関すること	食事や栄養に関すること	子どもとの接し方に自信が持てないこと	子どもと過ごす時間が十分取れないこと	子どもの教育に関すること	子どもの友だちづきあいに関すること	子どもの不登校など	特にない	その他	不明・無回答
就学前児童 (N=871)	32.8	34.3	15.6	13.5	34.6	27.0	3.3	22.4	2.0	2.8
小学生 (N=502)	19.3	18.1	13.1	17.3	37.3	41.8	2.4	21.7	3.6	3.2

- ・就学前児童調査では、「子どもの教育に関すること」の割合が34.6%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」の割合が34.3%となっています。
- ・小学生調査では、「子どもの友だちづきあいに関すること」の割合が41.8%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」の割合が37.3%となっています。

イ 自分自身のこと

単位：％

	子育てに関する配偶者の協力が少ないこと	子育てに関して配偶者の意見が合わないこと	配偶者と子育てに関して意見が合わないこと	子育てが大変なことを周りの人が理解してくれないこと	「自身の子育てについて、自身や周りの見る目が気になること」	子育てに関して話し相手や相談相手がいないこと	仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと	配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	配偶者のストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと	子育てによる身体の疲れが大きいこと	子育てにかかる出費がかさむこと	住居がせまいこと	特になし	その他	不明・無回答
就学前児童 (N=871)	17.9	8.2	5.7	8.4	4.0	36.5	10.0	27.0	23.1	36.9	13.3	17.6	4.5	5.4	
小学生 (N=502)	10.6	8.0	5.4	7.2	4.6	27.3	6.0	17.1	11.2	40.0	10.4	27.7	4.4	4.2	

- 就学前児童調査では、「子育てにかかる出費がかさむこと」の割合が 36.9%と最も高く、次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」の割合が 36.5%となっています。
- 小学生調査では、「子育てにかかる出費がかさむこと」の割合が 40.0%と最も高く、次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」の割合が 27.3%となっています。

③ 子育てで必要な支援・対策

単位：％

	地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）	保育サービスの充実	子育て支援のネットワークづくり	地域における子どもの活動拠点の充実（児童館など）	訪問型の支援サービスの充実	健やかな妊娠・出産に対する支援	子どもの教育環境	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	労働環境の整備	仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	支援を要する子どもに対する支援	留守家庭児童会室（学童保育）の充実	その他	不明・無回答
就学前児童 (N=871)	32.1	22.7	7.8	24.2	2.9	13.5	24.9	32.7	33.3	26.9	6.9	—	2.4	6.2	
小学生 (N=502)	—	—	7.6	30.5	—	—	32.9	36.7	30.3	40.6	7.8	20.7	2.6	6.8	

※就学前児童では「留守家庭児童会室（学童保育）の充実」の選択肢はありません。また、小学生では「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」「保育サービスの充実」「訪問型の支援サービスの充実」「健やかな妊娠・出産に対する支援」の選択肢はありません。

- ・就学前児童調査では、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」の割合が33.3%と最も高く、次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が32.7%、「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」の割合が32.1%となっています。
- ・小学生調査では、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」の割合が40.6%と最も高く、次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が36.7%、「子どもの教育環境」の割合が32.9%となっています。

6 松原市の子ども・子育てを取り巻く課題

本市の子どもを取り巻く現状や、アンケート調査結果等を踏まえ、本市の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 仕事と生活の調和の推進・親としての成長

現状と課題

就学前児童の施設入所状況をみると、認可保育所においては、在籍児童数は微増傾向で推移しています。さらに、0～2歳の乳児では年度途中で待機児童が見られ、また、アンケート調査の結果からも、今後就労を希望する母親が多くなっており、母親の就労ニーズの高まりがうかがえます。

子育て家庭における働き方が変化しているなか、今後も、0～2歳の低年齢の受け入れの場の確保など、保育サービスの拡充を計画的に進めるとともに、さらなる保育水準の向上など、子育て支援事業を進めることが求められます。

また、アンケート調査からは、誰にも相談する人がいない、子どもを親族・知人等の誰にもみてもらうことができないという保護者も見られます。こうした子育てについて不安感を持つ保護者への相談体制の充実が必要です。また、子育てを援助する必要性のある家庭が増えてきている中、多くの人とのふれあいを通して親として成長していくことが大切です。

(2) 親子の健全な成長

現状と課題

アンケート調査結果をみると、子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることについて、「病気や発育発達に関すること」「食事や栄養に関すること」の割合が高く、健康や発達について育児不安をもつ母親が多くなっています。楽しく子育てができ、育児に関する悩みをひとりで抱え込むことがないよう、家族や地域ぐるみで子育て支援を強化していくことが必要です。

新制度において、地域の子ども・子育て支援事業の実施にあたり、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連事業との連携確保が必要です。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他母子保健関連事業等を継続的に実施することが必要となります。

また、近年、幼稚園・保育所・学校において発達に障害がある子どもや発達に課題を抱える子どもたちが増加傾向にあり、特別な配慮が必要な子育て家庭への支援も求められています。

(3) 子どもの生きる力の育成

現状と課題

少子高齢化が進む中、本市の人口は全体的に減少しており、就学前児童数においても同様に減少傾向で推移しています。しかし、保育所の在籍児童数は増減を繰り返しながら微増しています。

少子化の進行により、家庭や地域で他の子どもと関わる機会が減少しており、教育・保育施設における集団教育・保育の持つ意義はますます高まっています。

アンケート調査結果をみると、子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることについて、「子どもの教育に関すること」の割合が上位となっていることから、子どもの教育に対する関心の高さがうかがえます。

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの学力を身に付けさせるため、教育・保育における内容と方法の一層の充実を図るとともに、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が求められます。

(4) 地域の子育て環境や安心できる生活環境の整備

現状と課題

アンケート調査結果においては、子育てのつらさ解消に必要な支援対策について、「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」の割合が高く、地域での子育て支援の充実が求められています。

また、親子が住みよいまちづくりを進めるためには、全市的な活動として安心・安全なまちづくりを強く推進していくことが必要です。地域の防犯に対する意識啓発や地域団体の支援など、防犯活動を推進するとともに、子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、のびのびと自由に行動できるように、安心・安全に外出できる環境づくりに努めることが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の子ども・子育て支援事業の推進にあたり、基本理念を次のとおり掲げます。

地域で支える、安心・安全な子育て・ 子育てのまち 松原



子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えることは、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長に喜びを感じ、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの発展につながります。子どもの自主性を育み、また地域の人々で子育てを行い、子どもとともに育ちあい、安心・安全な子育てができる環境づくりを進めるため、『地域で支える、安心・安全な子育て・子育てのまち 松原』を基本理念とし、子ども・子育て支援の事業を推進します。

2 基本目標

子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わっている現在、地域をあげて社会全体で子ども・子育て支援を行う新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本計画では、次の3つの基本目標を設定して「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援事業を通じた取り組みを行っていきます。

(1) 子どもの育ち

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら、成長を遂げていくことが必要です。

また、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することが可能となります。そのために、保護者としての自覚と責任を育み、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

(2) 親の子育て力の向上

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提とし、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どもと保護者のより良い関係を築きます。

そのために、保護者としての自覚と責任を育み、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重し、子育て力を高めます。

(3) 地域で支える子育て

「すべての子どもと家庭への支援」という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域には幼稚園や保育所など、子育ての知識や技術、人材、施設などの教育・福祉資源を有しており、そうした資源を有効に活かし、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組めます。

3 基本課題

基本目標を実現するために、次の4項目を基本課題とし、総合的に事業を推進します。

基本課題1 仕事と生活の調和の推進・親としての成長

仕事と生活の調和の実現には、すべての人が仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動を、自らが希望するバランスで行えることが必要です。就労の場において、男女がともに力を発揮し、働けるような環境づくりと仕事と家庭の両立支援の充実を目指します。

また、子育てをしているすべての家庭が子育てにともなう喜びを実感できるように、地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の取り組みを推進し、保護者としての自覚と責任を育みます。

基本課題2 親子の健全な成長

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

そのためにも、親の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行い、安全で快適な妊娠・出産環境を確保し、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための支援体制の充実を目指します。

基本課題3 子どもの生きる力の育成

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重され、子どもの健やかな成長が保障され「子どもの最善の利益」が実現される環境づくりを整備します。

また、家庭、幼稚園・保育所・学校等、地域が一体となって、子ども自らの生きる力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取り組みを推進します。

基本課題4 地域の子育て環境や安心できる生活環境の整備

セーフコミュニティ国際認証都市として、全市的に地域が主体となった安心・安全なまちづくりを進める中、子どもの安全を守るため、家庭や学校におけるけがの防止や、虐待の予防の取り組みを進め、積極的な地域の参画を通じた安心・安全に暮らせるまちづくりの推進に重点的に取り組みます。

また、地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組むとともに、子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、のびのびと自由に行動できるように、親子が安心して安全に暮らせる生活環境の整備を推進します。

4 事業の体系

【基本理念】

【基本課題】

【事業の方向】

地域で支える、安心・安全な子育て・子育てのまち 松原

基本目標 1
基本目標 2
基本目標 3

1 仕事と生活の調和の推進・親としての成長

1 多様で弾力的な保育サービスの充実

2 子育てに関する相談・支援体制の充実

3 子育てしやすい就労環境づくり

基本目標 1
基本目標 2

2 親子の健全な成長

1 親と子の健康づくりの支援

2 子どもの医療対策の充実

3 子どものための相談・支援体制の整備

基本目標 1
基本目標 3

3 子どもの生きる力の育成

1 子どもの豊かな個性を育む教育の推進

2 放課後子どもプランの推進

3 次代の親の育成

4 特に支援を必要とする児童等への対策

基本目標 3

4 地域の子育て環境や安心できる生活環境の整備

1 地域の子育て支援体制の充実

2 地域の教育力の向上

3 安心・安全な生活環境の整備

【基本事業】

- ①保育環境の整備
- ②多様なニーズに対応した保育の充実

- ①相談体制の充実
- ②多様な交流・学習機会の充実
- ③子育てに関わる情報の提供
- ④子育てに対する経済的支援

- ①就労環境づくりの推進
- ②就業や再就職に対する支援の充実

- ①健康づくりのための情報の提供
- ②子どもの病気の予防、早期発見の充実
- ③思春期保健対策の充実

- ①小児医療体制の充実
- ②医療費助成の推進

- ①相談・支援体制の推進
- ②児童虐待防止対策の推進

- ①就学前教育の充実
- ②学校教育の充実

- ①放課後等における居場所の充実

- ①乳幼児のふれあいや学びの場の充実

- ①ひとり親家庭対策の推進
- ②障害児に対する支援の充実
- ③市内在住外国人等への子育て支援

- ①地域の子育て支援の充実
- ②地域活動・グループ活動の促進

- ①体験・交流活動の充実
- ②子どもをとりまく有害環境への対策

- ①良好な居住環境の確保
- ②子どもにやさしいまちづくりの推進
- ③子どもの安全の確保

第4章 基本目標ごとの具体的な取り組み

基本課題1 仕事と生活の調和の推進・親としての成長

事業の方向1 多様で弾力的な保育サービスの充実

保育サービスについては、利用者の多様なニーズを十分に踏まえてサービスの提供体制を整備し、地域の実情に応じた取り組みを行うことが必要です。

保育所の待機児童の解消を図るため、保育所の整備拡充を行っていきます。また、きめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。



【 具体的取り組み 】

①保育環境の整備

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	保育所の施設整備	子どもたちが日々安全で快適な生活を送れる保育環境を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、保育施設の整備を図ります。	子ども未来室 福祉指導課
2	認定こども園の施設整備	保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通いなれた園を継続して利用できるよう、認定こども園の整備を図ります。	子ども未来室 福祉指導課
3	保育所での保育	子どもたち一人ひとりの人権が大切にされ、心身ともに健全で調和のとれた豊かな人間性をもった子どもを育成するために、保育内容の充実に努めます。また、保育の質の向上や多様なニーズに対応できるよう、保育士などの研修の充実に努めます。	子ども未来室

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
4	幼稚園、保育所、小学校の連携	子どもへの理解と関わりの一貫性を図って、子どもたち一人ひとりを大切に育成するために、幼・保・小の交流を深めていきます。	子ども未来室 教育推進課
5	家庭支援推進保育	入所児童に対して、家庭環境に配慮したきめ細やかな保育の実施を行うとともに、特に配慮が必要とされる児童への支援として、家庭訪問・育児相談など地域に向いて支援を行うなど、保育所機能の一層の地域展開を図ります。	子ども未来室

②多様なニーズに対応した保育の充実

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	時間外保育	利用者のニーズを踏まえ、保育時間の延長保育を行う認可保育園を推進します。	子ども未来室
2	休日保育	就労スタイルの多様化などによる休日の保育ニーズに対応できるよう充実していきます。	子ども未来室
3	一時保育	保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	子ども未来室
4	病児病後児保育	病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、施設で児童を預かる事業を実施していきます。	子ども未来室
5	幼稚園一時預かり	幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園での教育時間終了後、施設内で預かり保育をします。 新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、保護者のニーズに対応できるように充実していきます。	子ども未来室

事業の方向2 子育てに関する相談・支援体制の充実

妊娠・出産・子育てなど、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制や、親子が過ごせる居場所の充実が求められています。子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるような相談窓口の体制を充実します。

また、必要な時に必要な情報が受け取れるよう、利用者支援の窓口を整備するとともに、子育てに関する情報をきめ細かく届けるために、印刷物だけでなく、ホームページやメール配信などを活用し、常に最新情報を発信していきます。

【 具体的取り組み 】

①相談体制の充実

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	利用者支援	子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域子育て支援事業を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。	子ども未来室
2	家庭児童相談	18歳未満の子どもに関する様々な問題について相談を行い、子どもと家庭の福祉の向上に努めます。ニーズに応じた利用しやすい窓口として、複雑・多様化した相談内容に対応できるように努めます。	子ども未来室
3	地域子育て支援拠点	常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保していきます。	子ども未来室
4	養育支援訪問	子育てに対する不安や孤立感などを抱える養育支援が特に必要な家庭を、子育てサポーター、助産師が訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力の向上を図るため、育児に関する専門的相談支援や、家事・育児などの養育支援を行っていきます。	子ども未来室
5	こころとからだの何でも健康相談	乳幼児の発育、発達や育児、予防接種、栄養・食生活などの相談を実施します。	地域保健課
6	女性相談	女性の人権を尊重し、女性が抱える様々な問題を専門的女性カウンセラーが受け止め共感し、相談者自身が問題解決に向けて、自立していく力を引き出すためのカウンセリングを実施します。	人権交流室 人権交流センター
7	総合相談	子育ての悩み、進路問題などの悩みについて、関係機関との連携及び協働しながら、相談者に寄り添った相談業務を実施します。	人権交流センター 福祉総務課

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
8	子育て支援グループ	個別の課題に即したグループワークを実施し、親子の絆の強化や育児不安の解消をめざします。	子ども未来室 地域保健課
9	妊産婦・乳幼児訪問指導	妊産婦・乳幼児の家庭を訪問し、家庭での状況を把握し、それに基づいて相談にのり、育児不安の解消や子育ての支援に努めます。	地域保健課
10	親子のふれあいルーム	生後6か月～1歳未満までの乳児と保護者を対象に、月1回親子の交流の場を提供し、親子での遊び、保護者同士の交流の時間を設けるとともに育児情報の提供や相談に応じていきます。	地域保健課
11	乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査や相談などで経過観察が必要とされた乳幼児と保護者に対して、小児科医師、心理相談員による健診・相談を行います。疾病や障害の早期発見、養育の健全化や良好な親子関係が保てるように努めます。	地域保健課
12	学校等における教育相談	スクールカウンセラーや臨床心理士を各学校や松原市教育支援センターへ派遣し、児童生徒・保護者・教職員を対象とする教育相談を行います。	教育研修センター

②多様な交流・学習機会の充実

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	園庭開放	幼稚園や保育所に通っていない就学前の子どもたちとその保護者を対象に、子ども同士・親同士の交流や遊びを通して子育ての支援を行うため、幼稚園・保育所の園庭を開放します。育児のノウハウをもつ幼稚園・保育所機能を活用し、気軽に誰でも利用できるよう子育て支援事業をさらに充実していきます。	子ども未来室
2	遊び場・交流の場 (プレイパーク)	就学前から小学生の子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ場を提供し、保護者とともに楽しく時間を過ごすとともに、保護者の子育て交流を進めます。	人権交流室
3	生涯学習講座	ニューファミリースクール、家庭教育学級等、幼児期から思春期の子どもを持つ親を対象にした子育て、自分育ての講座を実施します。	いきがい学習課
4	こうみんかんに行こう Day	乳幼児及びその親が交流や出会いを通して、親同士の仲間づくりの場や、異年齢の子どもとの交流の場を提供します。	いきがい学習課
5	家庭教育研修会	各学校園で保護者参観や学校行事等の機会を活用し、子育てに悩む親同士の交流や家庭教育に関する学習機会を提供します。	地域教育課
6	マタニティスクール	妊婦や配偶者を対象に妊娠・出産・育児についての知識の習得や、妊婦同士の交流の場として教室を開催します。実習を取り入れたり、先輩ママとの交流会を実施していきます。	地域保健課
7	子育て交流会	生後5～6か月の乳児と保護者を対象に育児相談や離乳食についての話、試食などを実施し、また、保護者同士の交流を図ることで、育児に対する不安を解消し、安心して子育てができるよう援助していきます。	地域保健課
8	男女共同参画セミナー	家族で子育てするための意識啓発などについてセミナーを実施します。	人権交流室 人権交流センター
9	国際交流	講演会や各種イベントを通して多くの文化に触れる機会を提供します。	市民協働課
10	地域子育て支援拠点	常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保していきます。	子ども未来室
11	若者自立支援	不登校・ニート・ひきこもり等の青年とその家族を対象に、臨床心理士等による青年の自立に関する悩み等の個別相談・支援や、同じ境遇にある仲間等との交流のために家庭以外の居場所の提供、また社会参加や就労にむけた様々な情報提供・体験を行います。	人権交流センター

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
12	自主活動サークルの支援	地域で子どもを育てるという視点から地域における自主活動としての子育てサークルの活動を支え、人権交流センターや公民館等の交流の場を提供します。	子ども未来室 いきがい学習課
13	世代間交流	体験を通じた高齢者と子どもの交流を推進します。	いきがい学習課

③子育てに関わる情報の提供

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	各種メディアを活用した子育て情報の発信	子育てに関するサービスやイベントなど様々な情報をとりまとめ、広報紙への掲載や、ガイドブックの発行、また、インターネットなどのメディアを活用し、子育ての情報を提供します。	子ども未来室 地域保健課 人権交流室 いきがい学習課
2	地域子育て支援拠点	常設のひろばを開設し、子育て家庭の保護者とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保していきます。	子ども未来室
3	各種講座やセミナーの開催	家庭や子育てについて理解を深める講座やセミナー等に、次代の親となる若い世代が積極的に参加できるように、広報を充実するとともに、開催時間、場所等、子育て中の人や働いている人などが参加しやすい体制をつくります。	子ども未来室 人権交流室
4	母子健康手帳の交付	母子の健康管理を行うために、母子健康手帳を交付します。手帳交付時には、母子保健サービスの案内や赤ちゃんに関するパンフレットなどを同時に配布し、情報を提供します。	地域保健課
5	乳児家庭全戸訪問 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつけます。	地域保健課
6	子育てに関する情報提供	日本語を母語としない外国人住民に対して、子育てに関する情報を多言語に翻訳し提供します。	市民協働課

④子育てに対する経済的支援

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	幼稚園の就園等に対する補助	幼稚園教育の普及及び就園の奨励を図るため、家庭の状況に応じて、保護者の負担軽減などを行います。	子ども未来室
2	義務教育に対する援助	経済的な理由により就学させることが困難な家庭に、就学費の援助を行います。	教職員課
3	児童手当	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から中学校修了までの児童を対象に支給します。	子ども未来室
4	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない、または父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある家庭に対し、生活の安定と児童の自立の促進に寄与するとともに、児童福祉の増進を図るために支給します。	子ども未来室
5	特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童を監護している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方に対し、福祉の増進を図ることを目的として、支給します。	子ども未来室
6	子ども医療費の助成	子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ります。	医療支援課
7	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の18歳に達した日以後の最初の3月末日までの子どもの医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
8	障害児（児）医療費の助成	障害児の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
9	母子・父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母又は父子家庭の父、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、また扶養している子の福祉の増進を行います。	子ども未来室
10	障害児医療費の助成（育成医療）	身体上の障害を軽減するための治療を受ける児童（18歳未満）の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	障害福祉課
11	幼児2人同乗用自転車購入費の助成	子育て中の経済的な負担を軽減することにより、安全性に配慮した自転車利用の促進を図るため、幼児2人同乗用自転車購入費の一部を助成します。	市民協働課

事業の方向3 子育てしやすい就労環境づくり

仕事と子育ての両立を図るために、男女ともに育児休業を取得しやすい環境整備に加え、子育て期に多様で柔軟な働き方が選択できるような社会基盤の拡充が効果的と考えられます。また、個々の事情に合った多様な保育サービスを選択し利用できる体制の整備が求められています。

性別や年齢にかかわらず、子育て中であるなど、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働きかたができる社会を目指して、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の重要性について周知・啓発に努めます。

また、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境や就労条件を整備する企業の取り組みを支援します。

【 具体的取り組み 】

①就労環境づくりの推進

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	労働時間短縮の啓発	ゆとりある豊かな生活の実現をめざし、労働者や市内の事業所に対して様々な機会を通じて労働時間短縮に向けた取り組みを行います。	産業振興課
2	育児休業、介護休業取得の啓発	労働者や企業に対して育児休業・介護休業の取得制度等の周知・普及に努めます。	産業振興課
3	保育所の施設整備	子どもたちが日々安全で快適な生活を送れる保育環境を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、保育施設の整備を図ります。	子ども未来室 福祉指導課
4	認定こども園の施設整備	保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い入れた園を継続して利用できるよう、認定こども園の整備を図ります。	子ども未来室 福祉指導課
5	時間外保育	利用者のニーズを踏まえ、保育時間の延長保育を行う認可保育園を推進します。	子ども未来室
6	休日保育	就労スタイルの多様化などによる休日の保育ニーズに対応できるよう充実していきます。	子ども未来室
7	一時保育	保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	子ども未来室
8	病児病後児保育	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業を実施していきます。	子ども未来室

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
9	幼稚園一時預かり	幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在籍児童を幼稚園での教育時間終了後、施設内で預かり保育をします。 新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、保護者のニーズに対応できるように充実していきます。	子ども未来室
10	ファミリー・サポート・センター	仕事と家庭の両立を支援する事業として、地域との連携を図り、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動をさらに充実します。	子ども未来室

②就業や再就職に対する支援の充実

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	労働相談	働く上での悩みや苦情等の相談について、問題解決へのアドバイスを行います。	産業振興課
2	職業能力開発への支援	女性が職場で活用できるように、技術・技能を習得できる講座、講習会を開催し、職業能力開発への支援を行います。	産業振興課
3	雇用就労支援事業	障害者、母子家庭の母親、中高年齢者など働く意欲がありながらさまざまな阻害要因があるために、雇用就労ができない人（就職困難者）を対象に、雇用就労の実現に向けた支援を行います。	産業振興課
4	女性の起業応援事業	多様な就業形態の普及啓発や女性が就労、再就職するためのセミナーやイベントを実施します。	人権交流室 人権交流センター
5	母子・父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に促進するため、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費等事業を行います。	子ども未来室

基本課題2 親子の健全な成長

事業の方向1 親と子の健康づくりの支援

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、そのため、親と子がともに健康で良好な親子関係を築いていくことが大切です。

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談ができる場を提供します。

【 具体的取り組み 】

①健康づくりのための情報の提供

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	母子健康手帳の交付	母子の健康管理を行うために、母子健康手帳を交付します。手帳交付時には、母子保健サービスの案内や赤ちゃんに関するパンフレットなどを同時に配布し、情報の提供に努めます。	地域保健課
2	出産前小児保健指導	妊娠後期から産後2か月までの育児不安の解消を図るため、産科医の紹介を受け、小児科医が妊産婦に対して育児相談を実施します。	地域保健課
3	健康診査時集団指導	4か月、1歳7か月、3歳6か月児健康診査及び2歳、2歳6か月児歯科健康診査時に歯科医師、歯科衛生士、栄養士、保健師による集団指導を実施します。健康づくりのため、また、健やかな成長を支援するため、育児などの情報を提供し、健康の保持増進を図ります。	地域保健課
4	いい歯で元気教室	1歳7か月児健康診査において、カリオスタット検査を実施します。要注意と判定された幼児とその保護者に対して保健指導を行うことにより、う蝕（むし歯）などの歯科疾患の予防を図り、生涯を通じた健康づくりの基礎を築きます。	地域保健課
5	こころとからだの何でも健康相談	乳幼児の発育、発達や育児、予防接種、栄養・食生活などの相談を実施します。	地域保健課
6	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつけます。	地域保健課

②子どもの病気の予防、早期発見の充実

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	妊婦健康診査	妊娠期において妊婦健診受診票を交付し、妊婦健診の費用の一部を助成します。	地域保健課
2	乳幼児健康診査	乳児一般、4か月児、乳児後期、1歳7か月児、3歳6か月児を対象に健康診査を実施し、疾病の早期発見、発達の確認、保護者の育児支援を行っていきます。健康診査の結果、経過観察健康診査や関係機関への紹介なども行っていきます。また、1歳7か月児健康診査での保育士の子育てに関する助言などを充実していきます。	地域保健課
3	歯科健康診査	乳歯がはえそろい、う蝕の急増期である1歳7か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳6か月児に歯科健診を実施し（2歳児、2歳6か月児には希望者につッ素塗布を実施）、う蝕などの歯科疾病を早期発見するとともに、予防に努めます。	地域保健課
4	乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査や相談などで経過観察が必要とされた乳幼児と保護者に対して、小児科・整形外科医師、心理相談員による健診・相談を行います。疾病や障害の早期発見、養育の健全化や良好な親子関係が保てるように努めます。	地域保健課
5	妊産婦・乳幼児訪問指導	妊産婦・乳幼児の家庭を訪問し、家庭での状況を把握し、それに基づいて相談にのり、育児不安の解消や子育ての支援に努めます。	地域保健課
6	予防接種	子どもを感染症から予防するために、集団及び個別医療機関で予防接種を実施し、予防接種に関する情報を提供し、安心して接種できるように努めます。	地域保健課

③思春期保健対策の充実

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	心身の健康に関する啓発・学習の推進	思春期の心と体の健康づくりを推進するため、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を行うとともに、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図ります。	地域保健課
2	相談体制の充実	ストレスなど、様々な要因により、喫煙、飲酒などの行動に走りやすい子どもに寄り添い、問題解決に取り組むための相談体制の整備を図ります。	地域保健課

事業の方向 2 子どもの医療対策の充実

子どもの病気や事故等は、急激な変化から命にかかわることも少なくないため、夜間や休日であっても適切な診療が受けられるよう体制を整備することが必要です。

関係機関と連携をとり、小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障害の早期発見に取り組んでいきます。

【 具体的取り組み 】

①小児医療体制の充実

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	小児急病体制の充実	小児休日診療を実施し、松原徳洲会病院、阪南中央病院、明治橋病院における救急医療や周産期医療、小児救急医療体制のもと、医師会と連携を図って実施します。	地域保健課

②医療費助成の推進

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	入院助産の支援	経済的な理由により入院助産できない妊産婦に対し、入院助産に要する費用を一部援助します。	子ども未来室
2	子ども医療費の助成	子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ります。	医療支援課
3	ひとり親家庭医療費の助成事業	ひとり親家庭の 18 歳に達した日以後の最初の 3 月末日までの子どもの医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
4	障害者（児）医療費の助成	障害者（児）の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
5	障害児医療費の助成（育成医療）	身体上の障害を軽減するための治療を受ける児童（18 歳未満）の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	障害福祉課
6	未熟児養育医療給付	未熟児に対して、入院治療費を一部助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課

事業の方向3 子どものための相談・支援体制の整備

子どもが相談しやすい体制をつくるとともに、関係機関と連携を図りながら、こころとからだの問題に取り組んでいくことが求められています。

小中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、子どもの居場所づくりを進め、子どもたちの抱える問題を受け止め、ともに解決に導く体制を充実させます。

また、啓発活動を実施することや相談体制の充実を図り、児童虐待の予防に対する取り組みを推進していきます。

【 具体的取り組み 】

①相談・支援体制の推進

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	家庭児童相談の充実	18歳未満の家庭における子どもに関する様々な問題について相談を行い、子どもと家庭の福祉の向上に努めます。ニーズに応じた利用しやすい窓口として、複雑・多様化した相談内容に対応できるように努めます。	子ども未来室
2	学校等における教育相談の充実	スクールカウンセラーや臨床心理士を各学校や松原市教育支援センターへ派遣し、児童生徒・保護者・教職員を対象とする教育相談を行います。	教育研修センター
3	若者自立支援事業	不登校・ニート・ひきこもり等の青年とその家族を対象に、臨床心理士等による青年の自立に関する悩み等の個別相談・支援や、同じ境遇にある仲間等との交流のために家庭以外の居場所の提供、また社会参加や就労にむけた様々な情報提供・体験を行います。	人権交流センター
4	心の教育の推進	スクールカウンセラーの配置等教育相談活動の充実をはじめ、倫理観の育成をめざす心の教育の充実に努めるとともに、関係機関等との連携による児童虐待への対応等、心のネットワークづくりを進めます。不登校児童・生徒の自立や社会性の育成をめざし、松原市教育支援センターの運営とともに、訪問指導員を活用した交流事業等を実施します。	教育研修センター

②児童虐待防止対策の推進

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	虐待防止の啓発	児童虐待という子どもの成長、発達に多大の悪影響を及ぼす問題を未然防止するために、セミナー等を開催します。	子ども未来室 人権交流室
2	子育てサポーターの活用	子育てサポーターがボランティアとして参加することにより、子育てに関する不安や悩みについて、身近で気軽に支援を受けられる体制づくりを進めます。	子ども未来室
3	母子生活支援施設への入所	保護が必要な母子に希望があれば、施設で保護し、自立の促進を図ります。	子ども未来室
4	児童養護施設・乳児院などへの入所	保護を必要とする児童の生活と成長の場を保障することですべての子どもの健全育成をめざします。	子ども未来室
5	母子・父子自立支援員による相談事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、生活一般、就業、離婚問題等の相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。	子ども未来室
6	子育て支援グループ事業	個別の課題に即したグループワークを実施し、親子の絆の強化や育児不安の解消をめざします。	子ども未来室
7	セーフコミュニティ活動の推進	事故やけがなどは、予防できるという理念のもと、事故やけがなどのデータから地域に潜む危険性を明らかにし、行政、地域住民、関係団体等が協働で課題解決に向けた取り組みを推進することにより、誰もが安心して安全に暮らすことの出来るまちづくりを推進します。	市民協働課
8	養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感などを抱える養育支援が特に必要な家庭を、子育てサポーター、助産師が訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力の向上を図るため、育児に関する専門的相談支援や、家事・育児などの養育支援を行っていきます。	子ども未来室

基本課題3 子どもの生きる力の育成

事業の方向1 子どもの豊かな個性を育む教育の推進

人間形成の基盤づくりは幼児期に始まり、子どもたちのその後の成長に大きく影響を与えることから、就学前教育は大変重要となります。就学前の子どもが、幼稚園や保育所といった利用施設にかかわらず、十分な就学前教育を受け、健全で心豊かに成長できる環境づくりが必要です。

小学校就学時の環境の変化による不安を解消するため、幼稚園・保育所と小学校との連携・交流事業を実施します。

また、児童・生徒の学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした教育活動を展開していきます。

【 具体的取り組み 】

①就学前教育の充実

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	幼稚園教育の推進	保育内容の充実に努め、魅力ある開かれた幼稚園教育を推進するとともに、幼稚園間の協働の取り組みや幼・保・小の連携に努めます。	教育推進課
2	保育内容の充実	子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに発展され、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる発達支援に努めます。	子ども未来室
3	異文化理解子ども絵本講座	外国人による絵本の読み聞かせ、歌、ゲームを通して、異文化に触れ、子どもの感性を育てます。	子ども未来室

②学校教育の充実

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	心の教育の推進	スクールカウンセラーの配置等教育相談活動の充実をはじめ、倫理観の育成をめざす心の教育の充実に努めるとともに、関係機関等との連携による児童虐待への対応等、心のネットワークづくりを進めます。不登校児童・生徒の自立や社会性の育成をめざし、松原市教育支援センターの運営とともに、訪問指導員を活用した交流事業等を実施します。	教育研修センター
2	特色と個性化教育の推進	「マイスクール推進研究事業」等を通して、魅力あふれる特色ある学校園づくりを推進します。中学校区の校種間連携を基盤とした一貫した教育を推進するとともに、豊かな自己実現を図る進路指導の充実を図ります。	教育推進課
3	総合的な教育力の推進	地域の人材をゲストティーチャーに招く等豊かな人間性を育む開かれた学校づくりを推進します。児童生徒の望ましい勤労観・職業観の育成をめざし、職場体験学習をはじめとするキャリア教育を推進します。	教育推進課
4	人権教育の推進	教育活動全体を通じた人権教育の推進を図るとともに、児童生徒の実態等に応じたカリキュラムづくりと効果的な指導方法の研究・実践に努めます。	教育推進課
5	国際理解教育の推進	A L T（外国語指導助手）の配置により、中学校での外国語教育の充実と小学校での英会話体験の推進を図るとともに、外国人児童・生徒に対する学習等への支援を行います。	教育推進課
6	情報教育の推進	タブレットをはじめとするICT機器を効果的に活用した授業づくりを進めるため、魅力あるコンテンツの開発等を推進します。情報機器やインターネット環境を活用し、情報モラル教育の充実をはかる中で、児童・生徒の情報活用能力を育成します。	教育研修センター
7	全国学力・学習状況調査の検証と学校への取り組み支援	全国学力・学習状況調査の結果から、児童生徒の学力と学習状況の関係等を分析・検証し、課題の改善に向けた取組への支援を行います。	教育推進課

事業の方向 2 放課後子どもプランの推進

放課後の時間にすべての児童が安全で健やかに活動できるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な整備を推進します。

【 具体的取り組み 】

①放課後等における居場所の充実

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	放課後児童健全育成事業	保護者等が就労や疾病等により、放課後留守家庭になる小学校1年生～6年生の児童を対象に、遊びを通して安全保護及び生活指導を図り、子どもの発達に合わせた活動内容の充実に努めます。	子ども未来室
2	放課後等における学ぶ機会の充実	子どもたちの学習習慣の確立に向けて、放課後等を活用した学習を実施します。	教育推進課
3	子ども居場所事業	放課後や長期休業中に子どもたちが安全で安心して活動できる場を提供します。(集団遊びや工作など)	人権交流センター
4	土曜子ども体験活動推進事業	土曜日に小学校の運動場や余裕教室等を活用して安心・安全な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方の参画を得て、スポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。	地域教育課

事業の方向3 次代の親の育成

生命を尊び、相手を思いやる心は、さまざまな遊びや経験を通して育まれていくものです。豊かな体験活動の機会を提供し、子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性を育むとともに自己実現を図ることができるよう大人が見守り、支援することが求められています。

次代の親となっていく子どもたちが、人権意識や生活態度を身につけ、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの大切さなどについての理解が深まるよう、学習の機会を提供していきます。

【 具体的取り組み 】

①乳幼児のふれあいや学びの場の充実

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	「保育体験」等の充実	中学生が、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、幼稚園や保育所等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げる取り組みを推進します。	教育推進課
2	各種講座やセミナーの開催	家庭や子育てについて理解を深める講座やセミナー等に、次代の親となる若い世代が積極的に参加できるように、広報を充実するとともに、開催時間、場所等、子育て中の人や働いている人などが参加しやすい体制をつくります。	子ども未来室 人権交流室
3	一時保育	保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	子ども未来室
4	幼稚園一時預かり事業	幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園での教育時間終了後、施設内で預かり保育をします。 新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、保護者のニーズに対応できるように充実していきます。	子ども未来室
5	地域子育て支援拠点事業	常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保していきます。	子ども未来室
6	園庭開放	幼稚園や保育所に通っていない就学前の子どもたちとその保護者を対象に、子ども同士・親同士の交流や遊びを通して子育ての支援を行うため、幼稚園・保育所の園庭を開放します。育児のノウハウをもつ幼稚園・保育所機能を活用し、気軽に誰でも利用できるよう子育て支援事業をさらに充実していきます。	子ども未来室

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
7	親子のふれあいルーム	生後6か月～1歳未満までの乳児と保護者を対象に、月1回親子の交流の場を提供し、親子での遊び、保護者同士の交流の時間を設けるとともに育児情報の提供や相談に応じていきます。	地域保健課
8	遊び場・交流の場 (プレイパーク)	就学前から小学生の子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ場を提供し、保護者とともに楽しく時間を過ごすとともに、保護者の子育て交流を進めます。	人権交流室
9	ファミリー体験交流活動	親子で楽しめる体験教室や自然野外体験により親子・親同士・子ども同士の交流促進を図ります。	人権交流センター
10	こうみんかんに行こう Day	乳幼児及びその親が交流や出会いを通して、親同士の仲間づくりの場や、異年齢の子どもとの交流の場を提供します。	いきがい学習課
11	異文化理解子ども絵本講座	外国人による絵本の読み聞かせ、歌、ゲームを通して、異文化に触れ、子どもの感性を育てます。	子ども未来室

事業の方向 4 特に支援を必要とする児童等への対策

ひとり親家庭の親子が安心して、また自立して生活できるように就労支援など様々な支援を実施するとともに、経済的な面などによる生活困窮世帯の子どもへの支援などの支援体制の充実を図ります。

また、障害児が豊かな地域生活を送ることができるよう、障害のある児童・生徒の個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、保育施設や学校での生活を支援するため、保健医療、福祉、教育などが連携した施策の推進を図ります。

また、発達に障害のある子どもや発達に課題をもつ子どもに対し、早期相談・早期支援が可能となるよう、関係機関と連携しながら、発達支援を行います。

日本語を母語としない外国人に対しては、情報の翻訳や通訳ボランティアの派遣を通して支援体制の充実を図ります。

【 具体的取り組み 】

①ひとり親家庭対策の推進

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	ひとり親家庭への生活・就労支援	ひとり親が抱える悩みの解決に向けて、現在の相談事業を充実させるとともに、経済的な自立の支援、多様なニーズに対応した育児サービスによる子育て支援の充実に努めます。	子ども未来室
2	母子・父子自立支援員による相談事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、生活一般、就業、離婚問題等の相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。	子ども未来室
3	母子・父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母又は父子家庭の父、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、また扶養している子の福祉の増進を行います。	子ども未来室
4	母子・父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に促進するため、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費等事業を行います。	子ども未来室
5	母子・父子自立支援プログラム策定事業	就労支援策の1つとして自立の促進のために個々の状況、ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき、きめ細やかで積極的な自立、就労支援を実施します。	子ども未来室
6	母子・父子センター事業	母子及び父子並びに寡婦家庭に対し、生活の安定と児童の福祉を図る目的で、母子家庭等の相談及び各種教室を実施します。	子ども未来室
7	児童福祉給付金事業	小学校に入学する児童で、両親のいない者、又は、両親の一方がいない者に対し、給付金を支給することにより、児童の健全な育成を図ります。	子ども未来室
8	ひとり親家庭医療費の助成事業	ひとり親家庭の18歳に達した日以後の最初の3月末日までの子どもの医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
9	ファミリー・サポート・センター事業の充実	仕事と家庭の両立を支援する事業として、地域との連携を図り、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動をさらに充実します。	子ども未来室
10	母子生活支援施設への入所	保護が必要な母子に希望があれば、施設で保護し、自立の促進を図ります。	子ども未来室

②障害児に対する支援の充実

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	障害児保育	障害のある子どもとない子どもが一緒に生活する中で、ともに成長しあえるよう保育内容を充実させるとともに、関係機関と連携しながら、受け入れ体制の整備を図ります。	子ども未来室
2	児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	子ども未来室 障害福祉課
3	医療型児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、身体の状況により、治療も行います。	子ども未来室 障害福祉課
4	放課後等デイサービス	就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。	子ども未来室 障害福祉課
5	保育所等訪問支援	保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団活動に適應できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。	子ども未来室 障害福祉課
6	障害児相談支援	障害児の通所サービスの利用について、障害児や家族などからの相談に応じ、必要な情報提供・助言などを行い、自立した日常生活・社会生活が送れるよう支援を行います。	障害福祉課
7	就学支援委員会	障害のある児童生徒について、適切な教育が行われるよう、医師等専門家の助言を得ながら、就学相談を行います。	教職員課
8	支援学級合同校外学習	市内小・中学校に在籍する児童・生徒及び支援教育担当教職員の交流を通して、本市支援教育の充実・発展をめざします。	教職員課
9	障害児支援ネットワークづくり	地域自立支援協議会と要保護児童対策地域協議会を中心に、障害児に対して地域での見守りを実施しつつ、障害児に関わる関係機関の連携と支援体制をより一層強化し障害児支援ネットワークづくりを進めるとともに、随時個別支援会議を行います。	障害福祉課

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
10	自閉症・発達障害児とその家庭への支援	乳幼児健康診査・相談等を行うにあたって、自閉症・発達障害児の早期発見に十分留意し、自閉症・発達障害が疑われる場合は、関係機関と連携しながら医療の情報提供や療育、相談等総合的な支援をします。	地域保健課 子ども未来室
11	障害者（児）医療費の助成	障害児の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	医療支援課
12	障害児医療費の助成（育成医療）	身体上の障害を軽減するための治療を受ける児童（18歳未満）の医療費の一部を助成することにより、健全な育成に寄与し、その家庭の福祉の向上を図ります。	障害福祉課
13	特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童を監護している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方に対し、福祉の増進を図ることを目的として、支給します。	子ども未来室
14	障害児福祉手当	20歳未満であって、重度の障害のため日常生活において常時の介護が必要な障害児に対し、福祉の増進を図ることを目的として、支給します。	障害福祉課
15	バリアフリー基本構想	「松原市新バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅を中心とした重点整備地区において鉄道駅、道路、公園等のバリアフリー化に向けて取り組んでいます。	まちづくり推進課
16	子育て支援グループ事業	個別の課題に即したグループワークを実施し、親子の絆の強化や育児不安の解消をめざします。	子ども未来室
17	南河内障害児（者）歯科診療	一般の歯科診療所で対応できない障害児（者）の歯科診療を、南河内9市町村が共同して体制の整備を図ります。	地域保健課

③市内在住外国人等への子育て支援

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	子育てに関する情報提供	日本語を母語としない外国人住民に対して、子育てに関する情報を多言語に翻訳し提供します。	市民協働課
2	保育所への通訳派遣	日本語を母語としない外国人住民に対して、懇談等において通訳ボランティアを派遣し、子どもの様子や必要な子育ての情報提供を行い、保護者と支援者との相互理解を深め、子育て支援の充実を図ります。	教育推進課 市民協働課

基本課題4 地域の子育て環境や安心できる生活環境の整備

事業の方向1 地域の子育て支援体制の充実

核家族化、共働き家庭の増加などの家庭環境の変化により、身近に相談できる人がいないなど、子育てに対する不安や負担を感じる親が増えてきています。地域の実情に合わせ、子育て家庭が社会において孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、児童館、幼稚園、保育所等がそれぞれの機能を発揮するとともに、連携を強化し、身近な地域における子育て支援を推進することが重要です。

子育て支援センターを中心に、地域ぐるみの子育てを推進するため、地域で活動する子育て支援団体等の情報を把握し、支援を必要とする家庭へとつなげる体制を構築します。また、特色のある地域の団体やボランティアの活動を支援し、協働による事業推進に取り組みます。

【 具体的取り組み 】

①地域の子育て支援の充実

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	地域子育て支援拠点事業	常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供します。乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う子育て支援の場を確保していきます。	子ども未来室
2	ファミリー・サポート・センター	仕事と家庭の両立を支援する事業として、地域との連携を図り、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員制による相互援助活動をさらに充実します。	子ども未来室
3	子育て支援協力員	各小学校区に1名ずつ「子育て支援協力員」を配置し、子育てについての情報を広く伝えるとともに、子育てに関する様々な悩みや不安に対して適切に対応できる相談体制の充実及び子どもを安心して生み育てられる環境の整備と児童の健全育成に引き続き努めます。	子ども未来室

②地域活動・グループ活動の促進

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	自主活動サークルの支援	地域で子どもを育てるという視点から地域における自主活動としての子育てサークルの活動を支え、人権交流センターや公民館等の交流の場を提供します。	子ども未来室 いきがい学習課
2	保育ボランティアの育成・活用	子育て中の親の学習活動やイベントへの参加等を支援するため、保育ボランティアを育成し、保育サービスの提供を図ります。	人権交流室 いきがい学習課

事業の方向 2 地域の教育力の向上

子育てを支援するのは幼稚園・保育所・児童館等の職員や子育て経験者だけではなく、祖父母世代や学生など地域のすべての人についても、各々が持つ経験や能力により、さまざまなアプローチから支援の担い手となりえることが考えられます。それぞれの担い手の役割には違いがあるものの、子育て家庭の多様なニーズに的確にこたえていくには、担い手一人ひとりの対応力の向上が重要になります。

子育て支援を進める上で、さまざまな地域の資源を活用しながら、担い手に適した内容での継続的・効果的な人材育成を推進し、地域全体の子育て力・教育力の向上を図ります。

【 具体的取り組み 】

①体験・交流活動の充実

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	世代間交流	体験を通じた高齢者と子どもの交流を推進します。	いきがい学習課
2	いきいき事業	各中学校区に児童・生徒の健全育成を目的とした地域教育協議会を設置し、教育コミュニティの形成をめざします。	地域教育課
3	子ども育成	「水曜ふれあい広場・土曜わくわくクラブ・夏休み講座」など、自ら学ぶ意欲や継続・上達する楽しさを学び、主体的に活動できる場を提供します。	人権交流センター
4	国際交流	講演会や各種イベントを通して多くの文化に触れる機会を提供します。	市民協働課
5	総合的な教育力の推進	地域の人材をゲストティーチャーに招く等豊かな人間性を育む開かれた学校づくりを推進します。児童生徒の望ましい勤労観・職業観の育成をめざし、職場体験学習をはじめとするキャリア教育を推進します。	教育推進課

②子どもを取りまく有害環境への対策

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	有害環境対策の推進	情報化社会の進展に伴い、青少年を取り巻く環境が大きく変容している中、青少年が健全に成長できる環境づくりを進めるため、大阪府青少年健全育成条例の普及啓発と併せて、関係事業者の営業状況をきめ細かく調査し、有害環境の浄化を図ります。	地域教育課

事業の方向3 安心・安全な生活環境の整備

地域において安心・安全で快適な生活を営むことはすべての市民の願いです。セーフコミュニティ活動の推進の中で、けがや事故などを未然に防ぐ地域づくりに努め、個人や家庭で日頃から、防災や防犯に対する意識を高めることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

災害や犯罪から生命と財産を守るため、災害対策や防犯体制を整備し、行政、地域、警察等が連携してパトロール活動や防犯講習会を行い、災害対策のための基礎知識を身につけるための講演などを通して、安心・安全なまちづくりを構築していくため、地域と協力していきます。

また、幼稚園、保育所、学校では交通安全活動を充実させ、自ら身を守る意識を育てます。

【 具体的取り組み 】

①良好な居住環境の確保

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	市営住宅への入居	市営住宅の募集に際し、子育て家庭に配慮した優先入居等、引き続き実施していきます。	建築住宅課

②子どもにやさしいまちづくりの推進

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	バリアフリー基本構想	「松原市新バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅を中心とした重点整備地区において鉄道駅、道路、公園等のバリアフリー化に向けて取り組んでいきます。	まちづくり推進課
2	幼稚園及び小中学校の施設バリアフリー対策	障害のある幼稚園児・小中学校児童に配慮した身障者トイレ・階段手すり・スロープの設置など、バリアフリー化に努めます。	建築住宅課

③子どもの安全の確保

No	取り組み項目	内容	関係課・機関
1	幼稚園・保育所及び小学校の安全管理	幼稚園・保育所及び小学校安全対策として、幼稚園・保育所のモニター付インターホン及び小学校の校門に管理員を配置した中で不審者の侵入を防止します。	子ども未来室 教育総務課
2	「子ども 110 番の家」の推進	地域ぐるみで子どもを守るため、地域住民の協力を得て、通学路の民家などを緊急時に助けを求めて駆け込める場所として「子ども 110 番の家」を設置し、子どもの安全確保に努めます。	地域教育課
3	セーフコミュニティ活動の推進	事故やけがなどは、予防できるという理念のもと、事故やけがなどのデータから地域に潜む危険性を明らかにし、行政、地域住民、関係団体等が協働で課題解決に向けた取り組みを推進することにより、誰もが安心して安全に暮らすことの出来るまちづくりを推進します。	市民協働課
4	安全教育の推進（防災）	幼児児童生徒の安全確保に向けて、各学校の危機管理マニュアルに則り、緊急災害時等を想定した避難訓練を実施します。	危機管理課
5	安全教育の推進（防犯）	警察署との連携により、幼児児童生徒の安全確保に向けて、不審者進入等、学校内外の安全の啓発を実施します。	市民協働課
6	交通安全活動の推進	警察署との連携により、幼稚園、保育所、小学校において、児童及び保護者に自転車の安全な乗り方や正しい道路の横断方法についての交通安全教室を開催し、交通事故防止を図ります。	市民協働課
7	幼児 2 人同乗用自転車購入費の助成	子育て中の経済的な負担を軽減することにより、安全性に配慮した自転車利用の促進を図るため、幼児 2 人同乗用自転車購入費の一部を助成します。	市民協働課

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や

子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。



現在、市内の保育所は4月1日時点で、待機児童はいない状態ではありますが、年度末の状況を見ると、低年齢の保育を中心に、定員を超える利用がみられ、今後の拡充が求められています。しかし、保育所の超過状況については、極端な地域差はみられず、また、将来的な子どもの数の減少を踏まえると、各圏域で需要量を算出し、保育所等の新設を考えるより、市全体で調整を図り、対応していく方が望ましいと考えられます。

これらの理由から、市全域を1圏域として教育・保育提供区域を設定し、需要分析を行い、妥当性をみていくものとします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

「子ども・子育て支援事業計画」においては、幼稚園や保育所などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(1) 「認定区分」と「家庭類型」

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける事由」に追加や緩和がされています。

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令規則第27条)	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること（就労）</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）</p> <p>④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること（その他）</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労</p> <ul style="list-style-type: none"> フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） 居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。 <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護</p> <ul style="list-style-type: none"> 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 起業準備を含む <p>⑦就学</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業訓練校等における職業訓練を含む <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

長時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることとなります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

		保育を必要とする	保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）		
		保育短時間利用（8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用 （3～4時間）
		保育短時間利用（8時間）		

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親		母親		パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労
		ひとり親	フルタイム就労(産休・育休含む)	120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労(産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労(産休・育休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 64時間以上				タイプE'		
	64時間未満		タイプC'				
未就労				タイプD		タイプF	

↑ 保育の必要性あり
 ↑ 保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上+96 時間~120 時間)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 64 時間未満+64 時間~96 時間)
 タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上+96 時間~120 時間)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 64 時間未満+64 時間~96 時間)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」の算出項目

下記の 1～10 事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業（認定区分）			事業の調査対象家庭	対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短時間家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ 希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育所		ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳
3	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育	3号認定		

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

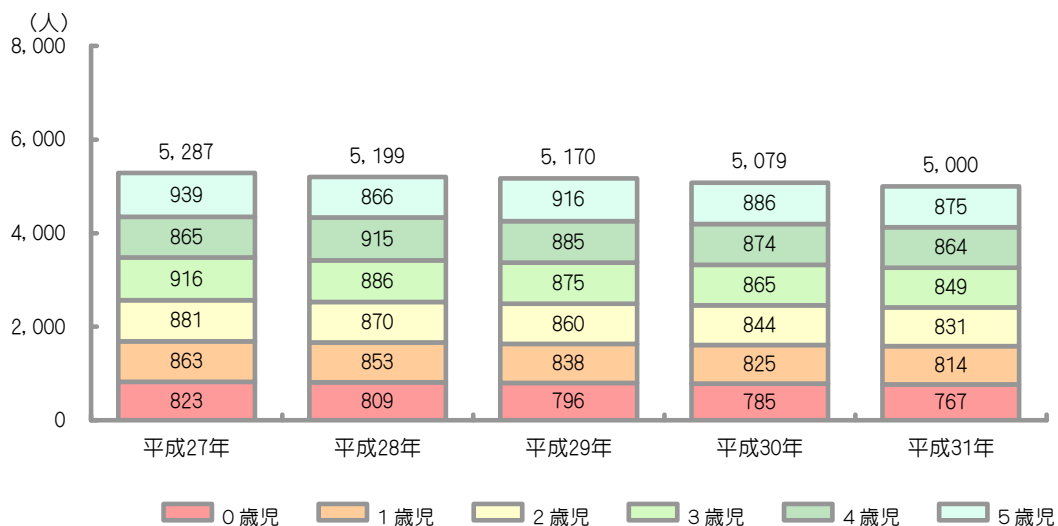
	対象事業	対象家庭	対象児童
4	時間外保育事業（保育所延長保育）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	ひとり親家庭 共働き家庭	1～6年生
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ） （トワイライトステイ）	すべての家庭	0～5歳
			1～6年生
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～5歳
8	一時預かり事業 （幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭	3～5歳
	（その他）	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
9	病児病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生

3 計画期間における年齢別人口

平成21年度から平成25年度までの住民基本台帳人口を用い、その推移より平成31年度までの0歳から5歳児の人口の推計を行いました。

本市の0歳から5歳児の人口は、減少することが予測されます。

【 年齢別就学前児童数の推移 】



資料：住民基本台帳を元に推計

4 幼児期における学校教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 認定こども園及び幼稚園

【事業概要】

「幼稚園教育要領」、「認定こども園教育・保育要領」等に基づき、幼児期の学校教育を行います。(満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児)

【今後の方向性】

既存の提供量でニーズ量を確保できる見込みです。

【ニーズ量算定の考え方】

ニーズ調査を参考にして、実績をベースに人口推移を加味します。具体的には、平成25年5月在籍児童数(年度で最大になるため)から、人口推移に従い平成27年度以降を計算します。2号認定のニーズ量については、在籍児童数にニーズ調査における保育利用希望者の割合を乗じて計算します。

市全域	平成25年度 (現状)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3-5歳人口	2,866人	2,720人	2,667人	2,676人	2,625人	2,588人
ニーズ量 (1号認定)	1,405人	1,102人	1,080人	1,084人	1,063人	1,048人
ニーズ量 (2号認定)		226人	222人	222人	218人	215人
ニーズ量 ①	1,405人	1,328人	1,302人	1,306人	1,281人	1,263人
提供量 ②		1,276人	1,251人	1,255人	1,231人	1,214人
市外調整 ③		52人	51人	51人	50人	49人
過不足 ②+③-①		0人	0人	0人	0人	0人

(2) 認定こども園及び保育所

【事業概要】

「保育所保育指針」、「認定こども園教育・保育要領」等に基づき、日々保護者のもとから通わせて、「保育を必要とする」乳児又は幼児（生後3か月から小学校就学前）を保育します。

【今後の方向性】

年度途中においても待機児童が生じないよう認可保育所及び認定こども園の整備を進めていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

ニーズ調査を参考にして、実績をベースに人口推移を加味します。具体的には、平成26年3月在籍児童数（年度で最大になるため）に待機児童数を加えた数字を26年度の基準として、人口推移に、入所児童率の推移を加味して、27年度以降を計算します。

< 3～5歳 >

市全域		平成 25年度 (現状)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
3 - 5 歳 人 口		2,866人	2,720人	2,667人	2,676人	2,625人	2,588人
ニ ー ズ 量 (2号認定) ①		1,125人	1,120人	1,111人	1,128人	1,120人	1,117人
提 供 量 ②	特定教育・ 保育施設		1,120人	1,111人	1,128人	1,120人	1,117人
	地域型保育		0人	0人	0人	0人	0人
過 ②	不 一 足 ①		0人	0人	0人	0人	0人

< 1 ~ 2 歳 >

市全域		平成 25 年度 (現状)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 - 2 歳 人 口		1,765 人	1,744 人	1,723 人	1,698 人	1,669 人	1,645 人
二 - ス 量 (3 号 認 定) ①		642 人	664 人	664 人	663 人	660 人	659 人
提 供 量 ②	特定教育・ 保育施設		589 人	589 人	663 人	660 人	659 人
	地域型保育		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過 ②	不 -	足 ①	△75 人	△75 人	0 人	0 人	0 人

< 0 歳 >

市全域		平成 25 年度 (現状)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳 人 口		844 人	823 人	809 人	796 人	785 人	767 人
二 - ス 量 (3 号 認 定) ①		184 人	227 人	227 人	227 人	227 人	227 人
提 供 量 ②	特定教育・ 保育施設		181 人	181 人	227 人	227 人	227 人
	地域型保育		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過 ②	不 -	足 ①	△46 人	△46 人	0 人	0 人	0 人

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

時間外保育事業対応時間に保育士の配置をすることで、保育所の実利用定員分の提供が可能であるため、認定こども園や認可保育所での時間外保育を推進します。

【ニーズ量算定の考え方】

2号、3号の保育希望者の見込みに時間外保育の利用率（認定こども園、保育所利用者の内、時間外保育を利用している割合）を乗じて計算しています。

市全域	平成 25 年度 (現状)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保 育 利 用 人 口	1,951 人	2,038 人	2,030 人	2,045 人	2,034 人	2,028 人
ニ ー ズ 量	841 人	915 人	932 人	959 人	974 人	992 人
提 供 量		915 人	932 人	959 人	974 人	992 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。本市では、「留守家庭児童会室」という名称で、平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

【今後の方向性】

子ども・子育て支援新制度では、児童福祉法で規定する「放課後児童クラブ」の入所対象者は小学校6年生までに拡大され、市町村が地域性や児童の発達状況に応じて事業を実施することとなりました。

今後、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、様々な手法や運営主体による児童クラブの運営について検討を進めます。

また、全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室等を活用しながら、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施を関係機関との調整のもと検討します。併せて、開所時間の延長についても検討し、保護者のニーズに対応した運営に努めます。

【ニーズ量算定の考え方】

ニーズ調査に基づき算出しています。

市全域	平成25年度 (現状)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年人口	2,967人	2,934人	2,856人	2,742人	2,712人	2,659人
ニーズ量 (低学年)	696人	760人	740人	710人	703人	689人
高学年人口	3,510人	3,140人	3,061人	2,943人	2,934人	2,856人
ニーズ量 (高学年)	—	100人	205人	269人	292人	285人
実施箇所数 (確保方策)	16か所	28か所	28か所	28か所	28か所	28か所
提供量		1,073人	1,045人	1,003人	995人	974人
過不足 (提供量-ニーズ量)		0人	0人	0人	0人	0人

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、施設で必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う養育・保護が可能です。また、夜間のみに対応も可能です。

【今後の方向性】

一時的に養育困難な家庭の支援を行うため、引き続き、供給体制の確保を検討していきます。

【ニーズ量算定の考え方】

実績をベースに計算しています。

(年間)

市全域	平成 25年度 (現状)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニ ー ズ 量	12人	52人	52人	52人	52人	52人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
提 供 量		52人	52人	52人	52人	52人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)		0人	0人	0人	0人	0人

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての不安感、負担感を解消するため、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

既存の施設等を活用しながら子育て支援の場の提供をすることによって、提供の場を確保していきます。平成 27 年度に 1 か所、平成 30 年度に更に 1 か所増設予定です。

【ニーズ量算定の考え方】

実績をベースに今後の事業展開を加味して計算しています。また、1 施設約 3,000 人の利用があるとして計算しています。

(年間)

市全域	平成 25 年度 (現状)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	20,513 人	23,000 人	23,000 人	23,000 人	26,000 人	26,000 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	6 か所	7 か所	7 か所	7 か所	8 か所	8 か所
提 供 量		23,000 人	23,000 人	23,000 人	26,000 人	26,000 人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

【事業概要】

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり保育を行う事業で、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【今後の方向性】

幼稚園における預かり保育については、私学助成による事業の継続とともに、一時預かり事業への移行についても、円滑な事業実施が可能となるようにします。

【ニーズ量算定の考え方】

ニーズ調査に基づき算定しています。

(年間)

市全域	平成 25年度 (現状)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
幼稚園児数	1,405人	1,328人	1,302人	1,306人	1,281人	1,263人
ニーズ量（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））	52,953人 (推計値)	11,195人	10,975人	11,009人	10,799人	10,647人
ニーズ量（2号認定による定期的な利用）		38,871人	38,110人	38,227人	37,495人	36,968人
ニーズ量計	52,953人	50,066人	49,085人	49,236人	48,294人	47,615人
実施箇所数（確保方策）	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所
提供量		50,066人	49,085人	49,236人	48,294人	47,615人
過不足 (提供量－ニーズ量)		0人	0人	0人	0人	0人

※25年度実績については、私立幼稚園の一時預かり園児数が平成25年4月から10月までしか集計されていないため、その集計値を2倍して算出していますので、推計としています。

(6) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

また、その他、育児の援助を行う者と受ける者を会員として登録・紹介し、会員の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター及び夜間のみ預かるトワイライトステイも一時預かり事業として該当します。

【今後の方向性】

引き続き、認可保育所において、供給体制を確保し、併せて現在一時預かりを実施している認可外事業所を含めた保育所に引き続き受け入れをしていくように対応します。

【ニーズ量算定の考え方】

ニーズ調査を参考に実績に基づき、在宅児数に一時保育利用者の平均日数を乗じて算出しています。

(年間)

市全域	平成 25年度 (現状)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
在宅等児童数	2,119人	1,922人	1,868人	1,819人	1,763人	1,709人
ニーズ量 (一時預かり)	4,695人日	4,740人日	4,643人日	4,471人日	4,368人日	4,246人日
保育所の提供量	3,451人日	3,130人日	3,075人日	2,963人日	2,871人日	2,783人日
ファミリー・サポート・センター提供量	1,244人日	1,600人日	1,558人日	1,498人日	1,487人日	1,453人日
トワイライトステイ	0日	10日	10日	10日	10日	10日
提供量合計		4,740人日	4,643人日	4,471人日	4,368人日	4,246人日
過不足 (提供量－ニーズ量)		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(7) 病児病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【今後の方向性】

ニーズに対応できるよう、医療機関と連携した病後児保育の実施を引き続き行います。また平成28年度より事業者を公募し、訪問型の病児保育を実施することにより、支援の充実を図っていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

実績をベースに計算しています。

市全域	(年間)					
	平成25年度 (現状)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量 (病児保育)	2,688人日	2,700人日	2,800人日	2,800人日	2,800人日	2,800人日
実 施 箇 所 数 (確保方策)	17か所	17か所	18か所	18か所	18か所	18か所
提供量(医療機関)	95人日	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
提供量(保育所)	2,593人日	2,600人日	2,600人日	2,600人日	2,600人日	2,600人日
公 募 に よ る	—	0人日	100人日	100人日	100人日	100人日
過 不 足 (提供量-ニーズ量)		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） （就学児のみ）

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

【今後の方向性】

依頼会員と、援助会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、利用を促進していくとともに、継続して援助会員の講習会を実施し、援助会員を増やしていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

実績をベースに就学児人口の推移から計算しています。

	(年間)					
市全域	平成 25年度 (現状)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
就学児人口	6,303人	6,074人	5,917人	5,685人	5,646人	5,515人
ニーズ量 (補正後)	341人日	400人日	390人日	374人日	372人日	363人日
提供量		400人日	390人日	374人日	372人日	363人日
過不足 (提供量-ニーズ量)		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(9) 利用者支援事業

【事業概要】

1人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努める。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行う。

【今後の方向性】

新制度開始時は窓口の混乱が予想されるため、市役所に支援にあたる専門相談員を配置し、認定や入所相談、様々な事業、地域資源の紹介、利用調整が行える体制としていきます。

同時に、子育て支援センターを拠点とした利用者支援事業の実施を進めていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

本市の拠点事業実施場所に松原市役所を加えた数。

市全域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数 (確保方策)	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【今後の方向性】

全戸訪問については、全数訪問の実施を目指します。特に強い育児不安を持っていたり不適切な養育などの問題が発見できた場合には、必要な支援が継続されるよう、関係機関への連絡・調整を図っていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

0歳人口の推移から訪問率を100%として、計算しています。

市全域	平成25年度 (現状)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳人口	844人	823人	809人	796人	785人	767人
ニーズ量	835人	809人	796人	785人	767人	749人
実施体制 (確保方策)	実施機関：地域保健課					

(11) 養育支援訪問事業

【事業概要】

子育てに対する不安や孤立感などを抱える養育支援が特に必要な家庭を、子育てサポーター、助産師が訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力の向上を図るため、育児に関する専門的相談支援や、家事・育児などの養育支援を行う事業です。

【今後の方向性】

出産後まもない時期の養育者、疾病などの理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者、あるいは養育困難な家庭、ネグレクトのおそれのある家庭等を対象に、保健師、家庭児童相談員が家庭訪問し、育児に関する専門的相談支援にあたるとともに、子育てサポーターの派遣により養育者の育児不安を軽減し、児童虐待の未然防止に繋げるなど引き続き支援を行います。

【ニーズ量算定の考え方】

実績をベースに今後の支援員養成の予定を加味して計算しています。

市全域	平成 25 年度 (現状)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 (訪問世帯数)	12 人	18 人	18 人	24 人	24 人	24 人
ニ ー ズ 量 (延べ訪問数)	240 人	360 人	360 人	480 人	480 人	480 人
実 施 体 制 (確保方策)	実施体制： 24 人 実施者： 子育てサポ ーター	実施体制： 40 人 実施者： 子育てサポ ーター	実施体制： 40 人 実施者： 子育てサポ ーター	実施体制： 48 人 実施者： 子育てサポ ーター	実施体制： 48 人 実施者： 子育てサポ ーター	実施体制： 48 人 実施者： 子育てサポ ーター

(12) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児に影響を与える疾病の早期発見や生活習慣の見直しや改善により、疾病予防と健康増進を図ることを目的として健康診査を行う事業です。

【今後の方向性】

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加に伴い子どもやその親を取り巻く環境が急速に変化していて、子育てに不安を感じる親も増え育児支援の要望も増加しています。

このため、母子健康手帳の交付やマタニティスクール等、妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠 11 週以内の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。

【ニーズ量算定の考え方】

出生児童数より妊婦数を割り出し、全員に受診券を 14 枚配布したとして計算しています。

市全域	平成 25 年度 (現状)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
妊 婦 人 数	886 人	849 人	836 人	824 人	805 人	786 人
配 布 枚 数	14 枚	14 枚	14 枚	14 枚	14 枚	14 枚
ニ ー ズ 量 (件)	10,528 件	11,886 件	11,704 件	11,536 件	11,270 件	11,004 件
実 施 体 制 (確 保 方 策)	実施場所：医療機関 検査項目：診察、血液検査等 実施時期：通年					

(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るための取り組みやネットワーク機関間の連携強化に関する取り組みを支援する事業です。

【今後の方向性】

児童虐待に対しては、早期発見・早期対応を図るために、ネットワーク構成員の専門性の向上や連携強化、医療機関との連携強化を図る取り組みを、府や子ども家庭センターなどとも連携しながら取り組みを進めます。

また、子育て支援事業の充実や子育て等の講習会や研修会などの充実が児童虐待の未然防止につながることから、さらなる充実を図ります。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

教育・保育施設などの利用者負担額については、市の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

【今後の方向性】

今後の事業実施について検討します。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ■■■■

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

今後の事業実施について検討します。

第6章 計画の進行管理

1 事業の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各部署を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「松原市子ども・子育て会議」にて、事業の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとしします。



なお、5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとしします。

2 国・府等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や府、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する事業との連携、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、府と連携し、推進するとともに、府を通して、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

1 策定経過

開催日	審議内容等
平成 25 年 10 月 24 日 ～11 月 15 日	次世代育成支援に関するニーズ等調査実施 就学前児童の保護者アンケート 配布 1,800 通 回収 871 通 回収率 48.4% 就学児童の保護者アンケート 配布 1,000 通 回収 502 通 回収率 50.2%
平成 26 年 2 月 24 日	第 1 回 松原市子ども・子育て会議 (1) 会長・副会長の選出 (2) 教育委員会事務局の参加について (3) 子ども・子育て新制度及び子ども・子育て支援事業計画について (4) ニーズ調査結果の報告 (5) 子ども・子育て支援事業計画策定までのスケジュール (6) その他
3 月 28 日	第 2 回 松原市子ども・子育て会議 (1) 松原市の現状について (2) 将来の量の見込みについて (3) その他
5 月 26 日	第 3 回 松原市子ども・子育て会議 (1) 松原市の現状及び将来の量の見込みについて (2) 教育・保育の提供区域について (3) その他
7 月 14 日	第 4 回 松原市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画の概要について (2) 将来の量の見込みについて (3) 教育・保育の提供区域について (4) その他
8 月 28 日	第 5 回 松原市子ども・子育て会議 (1) 将来の量の見込みについて (2) 子ども・子育て支援事業計画について (3) 子ども・子育て新制度にかかる条例のパブリックコメントについて (4) その他
11 月 5 日	第 6 回 松原市子ども・子育て会議 (1) 確保方策について (2) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について (3) 会議の機能追加について
平成 27 年 1 月 6 日～2 月 5 日	松原市子ども・子育て支援事業計画（素案）に関するパブリックコメントを実施
3 月 13 日	第 7 回 松原市子ども・子育て会議 (1) パブリックコメントの実施結果について (2) 次世代育成支援行動計画の進捗状況について (3) 幼稚園の保育料について

2 松原市子ども・子育て会議条例等

○松原市子ども・子育て会議条例

平成25年10月8日条例第48号

改正

平成26年11月4日条例第27号

松原市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項各号の事務を処理し、及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関する事項について審議するため、合議制の機関として、松原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）

(2) 事業主を代表する者

(3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(5) 子ども・子育て支援に関する団体に属する者

(6) 市職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(施行の細目)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年11月4日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(執行機関の附属機関設置条例の一部改正)

2 執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）の一部を次のように改正する。

○松原市子ども・子育て会議条例施行規則

平成25年10月8日規則第50号

改正

平成26年3月28日規則第20号

松原市子ども・子育て会議条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、松原市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第48号）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(庶務)

第2条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子ども未来室において行う。

(施行の細目)

第3条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第20号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

3 委員名簿

選出区分	氏名	所属団体等
事業主を代表する者	松本 慶二	(株) 河南伸銅所 代表取締役
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	吉田 敬司	岡町学園 園長
	菊井 智明	学校法人 松原学園 理事長
子ども・子育てに関し学識経験のある者	◎ 渡邊 純	大阪芸術大学 教授
	○ 中西 利恵	相愛大学 教授
子ども・子育て支援に関する団体に属する者	中山 智恵	民生委員児童委員協議会
	田崎 由佳	NPO法人 やんちゃまファミリーwith 理事長
市職員	中野 信昭	福祉部長
公募委員	芝内 佳世子	保護者
	西田 幸子	保護者

※◎会長、○副会長

※任期：平成26年2月1日～平成28年1月31日

松原市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行：松原市 福祉部 子ども未来室

〒580-8501

大阪府松原市阿保 1 丁目 1 番 1 号

電話：072-337-3118

F A X：072-334-5959

